

山形県歯科医師会館

中久木 康一
nakakuki@biglobe.jp

- ・被災したときに、否応なしに巻き込まれること
- ・まず、歯科自身がすべきこと
- ・次に、歯科から働きかけていくべきこと
- ・山形県の歯科として、整備していくべき体制
- ・あると想定して、具体的な準備を進めて行くべきこと

- ・被災したときに、否応なしに巻き込まれること
- ・まず、歯科自身がすべきこと
- ・次に、歯科から働きかけていくべきこと
- ・山形県の歯科として、整備していくべき体制
- ・あると想定して、具体的な準備を進めて行くべきこと

被災 市区町村 災害対策本部

JMAT JRAT DHEAT DPAT

被災 市区町村 災害対策本部

DMAT 被災地JDAT 支援JDAT JDA-DAT DWAT

被災 市区町村 災害対策本部

割り振り

割り振り

割り振り

県庁 保健所

連絡共有

被災 都道府県 歯科医師会 災害歯科対策本部 (災害歯科保健医療連絡協議会)

支援JDAT

派遣

災害歯科保健医療連絡協議会

日本歯科医師会

日本歯科衛生士会

日本歯科技工士会

日本歯科医学会

要請

報告

厚生労働省

連絡共有

日本医師会ほか

連絡共有

病院

大学

その他関係団体・組織

災害時の歯科支援を マネジメントするために必要なもの

- 人材（適切な考え方・知識・技術・対話力）
- 資器材（適切な）
- お金
- 許可（自治体）
- 理解（自治体、多職種、同職種）
- 拠点（情報中心・活動中心）

JDATは「適切な」人材か

- JDATのチーム内に研修修了者がいないと、チームとして全体の体制や共通理念、共通言語が理解できず、場にそぐわない時がある
- 主な業務は「地域保健・地域連携」であり「医療救護」ではないが、前者に詳しい人は少ない
- 特に、在宅療養者、障害者・高齢者など、早急な支援を必要とする災害時要配慮者への対応を普段からしている人は、そうそう自分の地域を離れられない
- 地域の歯科医師（会）も、派遣チームも、現地歯科対策本部を設置・運営ができるほどの人数も経験も無い

人材：派遣JDATの実際（一部）

- 歯科医師会職員→県内大学→歯科医師会（役員）
- 大学→大学→大学→歯科医師会
- 歯科医師会役員＋歯科衛生士会依頼
- 歯科医師会役員＋歯科衛生士会2名（主に行政職）＋歯科医師会事務局
- 郡市ごとに数名のチームをつくって提出
- 出て来た日程でなるべく近場の人達を組み合わせるチーム化

人材

- 歯科診療所のスタッフ
- 地域レベルでの歯科関係者
- 県レベルでの歯科関係者
- 支援活動には勤務歯科医師や歯科衛生士の活用ができないと、歯科診療所の平常化ができなくなる

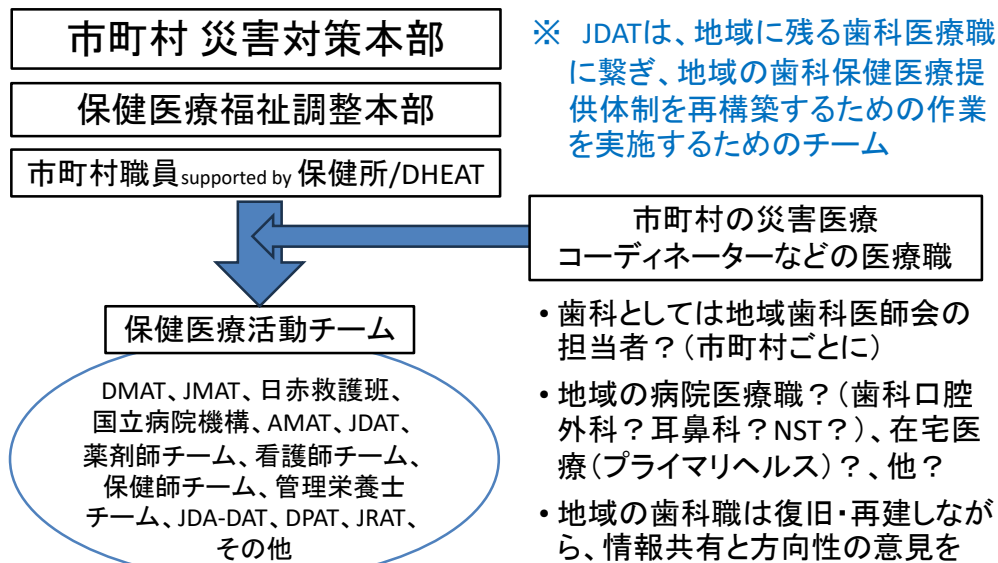
資器材

- 普段使っていないものを、非日常があまりに重なりあっている災害時に導入することは、相当に理解力がある人が対象であっても難しい
- ましてや、お年寄りなどには難しい
- 普段から、が無ければ、無い
- むしろ、その人の普段にあわせたところをスタートとして、「ちょっとした得する工夫！」程度がせいっぱい

拠点：なりえる条件は？

- (半)公共の場所での拠点 → 参集・物資管理・診療の全ての拠点となりえる
- 拠点があればそこに本部を設置すれば歯科内の連携がとりやすい
- 更に、他の保健医療関係の拠点と近ければ、多職種・多組織連携も容易となる
- 候補としやすいのは、歯科医師会館／障害者歯科・休日夜間歯科診療所／公的医療機関の歯科診療所など

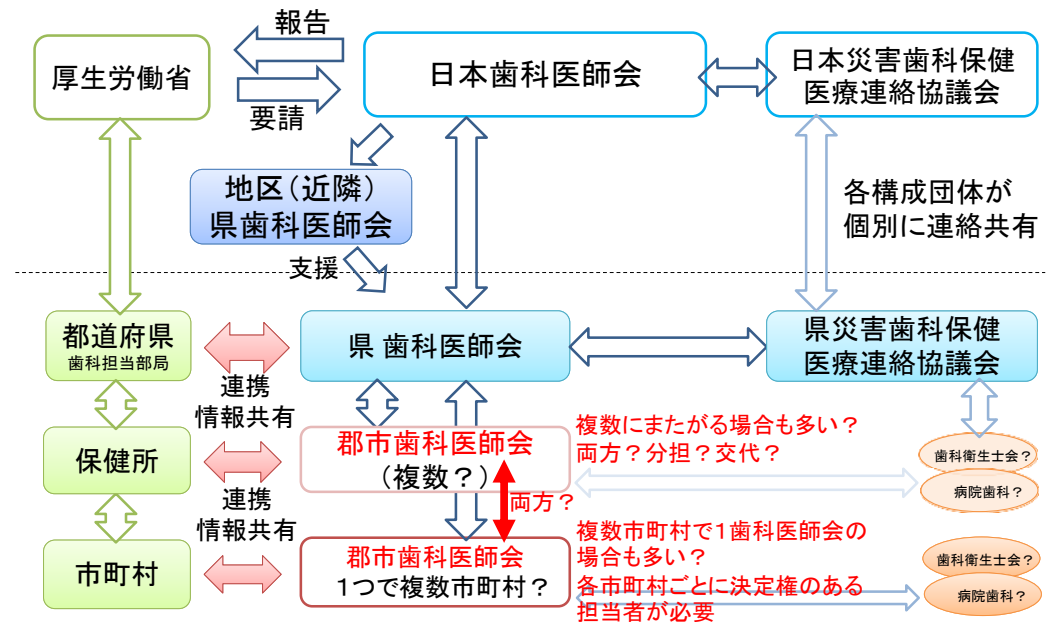
市町村におけるJDATのコーディネート



© 2024 DPHD

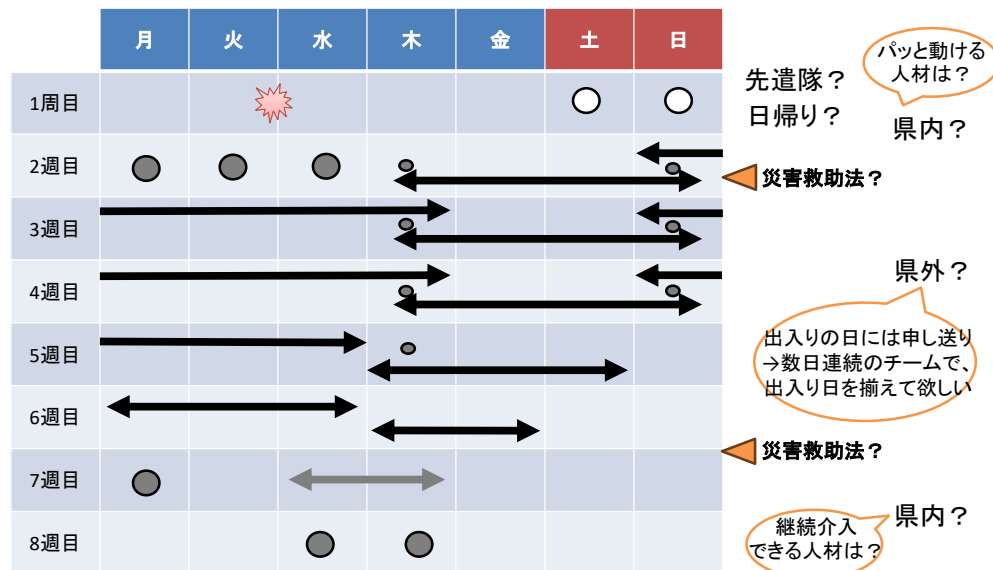
追加しました

理想的な連携？





チーム期間(時期別イメージ)



© 2024 DPHD

支援を要請する時に必要なこと

- なるべく「具体的に」要請(注文)しないと、欲しいものは来ない
- 似て非なるものでもいいのか、それなら不要なのか
- 国際標準の倫理観を兼ね備えている相手だけではない
- 最大の防御は、断ること！ だけど、住民のためにも、今後のためにも、うまく活用して「提供」も「関係性」も繋いで、続けて欲しい

文句は「必ず」言われる

- どんなに良くても、文句を言う人はいるから、気にしない！
- 支援の方針も、内容も、決めるのは、受益者
- 患者中心医療＝被災者中心支援
- 不安になる時は、「適切」なコーディネーターに意見を仰ぎ、情報を増やし、確認する
- 「必要なところを要望している、それができないのなら不要だ」とはっきり伝えてOK！
- (伝えにくい時は、連絡ください。それこそまさに、コーディネーターの仕事ですので、遠慮なく。)

被災住民の健康を口腔から守るために 地域でしておくこと(後半)

- 被災したときに、否応なしに巻き込まれること
- まず、歯科自身がすべきこと
- 次に、歯科から働きかけていくべきこと
- 山形県の歯科として、整備していくべき体制
- あると想定して、具体的な準備を進めて行くべきこと

BCP(事業継続計画)

NHK

自然災害や感染症など緊急事態が発生した際、重要な事業を継続させること、もし中断しても可能な限り短期間で復旧させるための方法や体制を示す計画

- ✓ 想定事象は災害だけではない(感染症やテロ、システム障害など)
- ✓ 「BCP」と「防災計画」は異なる
- ✓ 法律で義務づけられてはいないが、

影響が全国に及ぶことがあり重要性 高まる
(介護事業所では、2024年4月からBCPが義務化)

NHK 災害の備え 災害 その時どうする 2023.02.24
BCPとは… あなたの企業は？ どうやって作る？

BCP

歯科
診療所

が守るべきものとは

NHK

従業員の
命と安全

- ✓ 従業員の安全確保「安全配慮義務」
※従業員がいなければ事業継続難しい
スタッフ(とその家族を含む生活環境)を守る

歯科
診療所の
重要業務

- ✓ 歯科を通じて地域住民の健康を守ること
- ✓ 災害時要配慮者の口腔健康管理
- ✓ 業界団体(歯科医師会など)での相互支援

地域への
協力・貢献

- ✓ 診療所の早期再開・口腔衛生用品の提供
- ✓ 避難所・福祉避難所・施設などへの訪問歯科保健活動

NHK 災害の備え 災害 その時どうする 2023.02.24
BCPとは… あなたの企業は？ どうやって作る？

あらゆる町に住む方々の生活を支えるインフラとなる。これがゲンキーの使命です。



経営理念

われわれは、熱意を持って日本国の国家と国民に信頼されるチェーンストアを創り、地域の人の生活向上に貢献します。

六精神

- 一、商業を通じ、健康・文化・生活向上に寄与貢献する。
- 一、お客さまの立場に立って、正しい商いを続ける。
- 一、働く仲間は、和をもって親しくする。
- 一、日々力を尽くし、心の充実を得る。
- 一、やさしさと礼節ある行動を尊ぶ。
- 一、感謝の心であらゆる恩に報いる。



2024/1/11

北陸

天井崩落、従業員はガラスを割って店内に 奥能登のゲンキー全店が震災翌日に営業できた理由

中日新聞 2024年3月9日 05時05分 (3月9日 12時00分更新)

奥能登ブロック長兼河井店の長屋俊樹店長(38)

元日が休業で店内に誰もいなかったのは、不幸中の幸いで365分の1の奇跡。輪島市内の社宅で被災し、2日昼ごろに店を開けたが、今思えば元日の夜から営業すればよかった。どの店にも共通しているのは、住民も自分たちと同じように被災しているのだから「こういう時にこそ」との使命感で店を開けてくれたこと



地震翌日から営業した奥能登のゲンキー6店

門前店の駒谷祥太店長(27)

元日に富山市の祖母宅に帰省中、テレビを見ていた家族から「これ、あなたの所じゃないの」と言われて被害を知った。2日から営業するため車で店に向かったが、石川県七尾市からは橋が崩れるなど「別世界」。迂回(うかい)せざるを得ずガソリンとの勝負だった



野々江店の市川智貴店長(22)

輪島市町野町の実家で被災し避難所生活を送っていた。上司との電話で2日から営業しているのを知り、「マジか、うそやろう」と思った。正直に「しんどい」と伝えたが、4日夕方に店に行った。自分が店に着いた時ですら、洗剤の粉や酒の缶が床に散乱した状態だった



能登半島地震で大半の商業施設が臨時休業を余儀なくされる中、1月2日から予定通り営業した店があった。中部地方を中心に413店舗を展開するドラッグストア「ゲンキー」(本社・福井県坂井市)。それも奥能登4市町にある6店すべて。停電、断水、通信不通。何よりも従業員自身が被災者だった。あの時、従業員はどう動いたのか。



元日はゲンキー全店にとって、1年で唯一の休業日。石川県輪島市中心部にある河井店の店長（当時）、長屋俊樹さん（38）は実家のある岐阜県関市に帰省せず、輪島の社宅で静かな正月を過ごしていた。大きな揺れで5階にある部屋の中はぐちゃぐちゃになり、1階駐車場の車は建物に挟まって動かなくなった。

大津波警報を受けて高まり、建物内は危険なため、食料品、紙おむつなど、本社との連絡は途絶える。何もせずにはいられ

「命に直結、

元日夜、ドラッグストアの長屋俊樹さん（38）は、落した商品で床が埋め尽くされた。

すぐに商品を運び出し、は輪島中学校で一夜を明す長屋さんだが、店が本翌2日朝、複数の従業員片付けた。「取り扱うのこういう時にこそ、やら停電でレジが使えず、に行けば、次々に押し寄これ100円、こっちはした。2日に営業した輪が外まで続いた。カッ

停電でレジが使えず、正確な値段が分からない。その都度商品棚に値札を確認しに行けば、次々に押し寄せる客を寒空の下で待たせることになる。感覚を頼りに「これは100円、こっちは200円という具合で、お客さんに損させない値段」で販売した。2日に営業した輪島市内のドラッグストアはゲンキーだけで、3日は長蛇の列が外まで続いた。

避難者であふれ返り、避難者に配る水があるのを知っている



能登半島地震直後の1月2日から営業を再開させたゲンキー河井店の長屋俊樹店長＝石川県輪島市のゲンキー河井店で

「日常生活の支え」届く感謝の声

2日に営業したのは河井店だけではない。門前店の駒谷祥太店長（27）は、富山市の祖母宅に帰省中に地震に遭った。10人ほどの従業員の安否を確認し、すぐに約100キロ離れた店に車を走らせた。道路はあちこちで寸断され、迂回（うかい）しながら店に着いたのは日付が変わった午前2時ごろ。商品が散乱していたものの、パソコンは起動し、冷蔵庫と冷凍庫も動いていた。本社からの応援を得て開店にこぎ着けた。

3日からは午前9時～午後9時の通常営業を開始。地震直後は食料品などが購入できる地域で数少ない店だったため、駒谷さんは多くの客から「助かった」との声を聞いた。「店が地域の日常生活の支えになっている」と実感した。

野々江店（珠洲市）では、近くに住むアルバイトの女性が2日朝、非常口のガラスをハンマーで割って店に入った。天井が崩落して入り口がふさがっていたからだ。女性1人で店を開け、午後にはさらに数人のアルバイトが加わった。

本当に『最強』なのは被災地に踏みとどまり、震災直後から地域貢献し続けてくれた全ての社員、従業員です

5日ごろには物流も再開し、弁当なども棚に戻ったゲンキー。奥能登6店のブロック長を務めた長屋さんは、あの時を振り返って胸を張る。「本当に『最強』なのは被災地に踏みとどまり、震災直後から地域貢献し続けてくれた全ての社員、従業員です」（山口哲人、佐久間博康、立石智保）

事業所としてしておくべきこと

医療機関のBCPは「MCP(Medical Continuity Plan)=診療継続計画」

新たな診療需要への対応

ライフラインの復旧見込み期間を計算

災害時も変わらぬ診療提供を目指す

インフラ対策

施設の耐震性強化

ライフラインの確保

通信手段の確保

ガス

水

3日分確保！

【BCP策定編】事業継続計画(BCP)策定手順と見直しのポイント①、厚生労働省医政局 令和3年度 事業継続計画(BCP)策定研修事業

小まとめ 被害想定(停止期間)づくり

「地域の被害想定」と「医療機関の被害想定(資源、ライフライン等の実態)」から、貴院の被害想定(「院内の停止期間・制約(ギャップ)」)を算出します。そして、事業を継続するため、ギャップを埋める対策の検討につなげます。

資源	地域の被害想定	医療機関の被害想定	院内の停止期間・制約(ギャップ)	対策
①電力	例)5日間停止	例)現状の燃料備蓄により、自家発電が2日間稼働	例)発災後3日目より3日間の電力停止	「対策」を講ずる ギャップを埋める
②重油等燃料	—	例)自家発電装置の〇〇燃料:〇〇時間分。		
③受水槽、貯水槽	※上水・下水の停止期間は 何日ですか？	① 1日の平均使用量は 何リットルですか？ ② 受水槽、貯水槽の容量は 何リットルですか？ ③ 水は 何日分ありますか？		

➡ BCP文書作成テキストの24～25ページをご覧ください。

ステップ5

5. 対策を考える(1/3)

事業継続のため「ギャップ」を埋める



各部門(非常時優先業務を所管する組織)が対策を立案し、実施する

- 各部門は、非常時優先業務を遂行するための必要資源を、人・物・場所・ライフラインなどの観点から洗い出す
- 各部門は、より具体的に必要資源の量等の実態や、事前対策実施状況(確保している数量(備蓄)、代替策の準備、損失・破損しないような措置など)について確認し、改善等に取り組む

BCP文書作成テキスト34～39ページを、ご参考お願いします。

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Rights Reserved.

49

最優先で守るべきものは？

あなたの診療所への影響



設計・什器類の移動・転倒、耐震性の低い建物が倒壊、一部の従業員が負傷する。また交通機関の停止等により出勤できなくなる。



パソコン等の機械類が破損する。カルテ・デジタル画像等の重要データが復旧できなくなる。



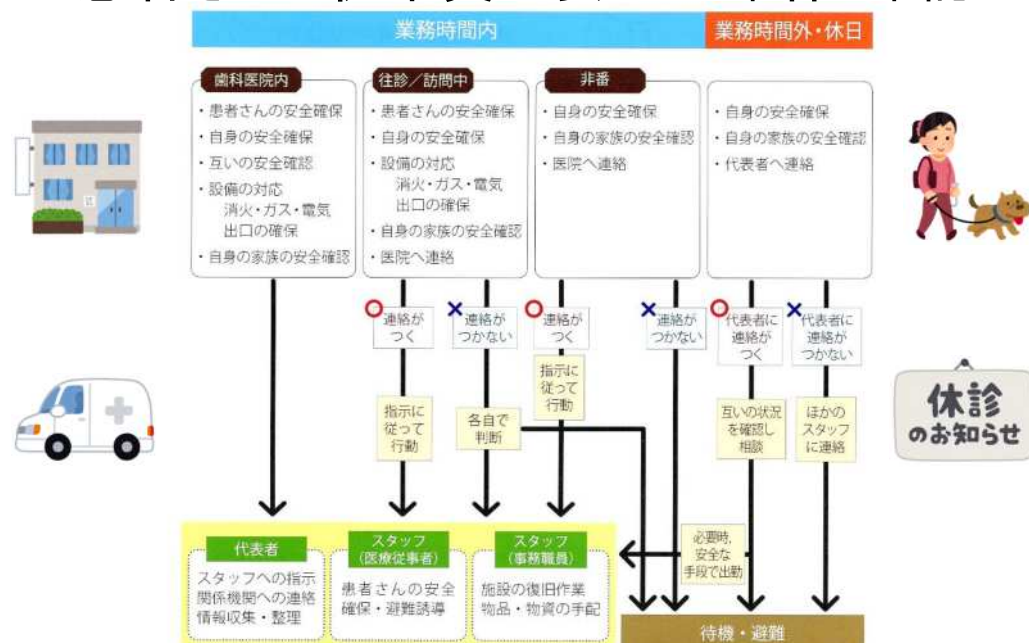
医院が大破・破壊・浸水する。固定していない設備が転倒する。歯科材料や薬品が破損する。取引業者の被災によって材料や技工物が納品されない。



診療機器の破損や従業員の出勤率の低下により診療ができない。運転資金(給与や支払)・設備の復旧のため資金が必要となる。

埼玉県歯科医師会 災害時歯科活動マニュアル

患者さんと従業員の安全の確保・確認



特集 いまだから見直そう! 歯科医院での防災対策 デンタルハイジーン 2012年9月号

患者さんの個人(診療)情報の保護

- ・ データ: 予約、カルテ、画像(写真・XP)、スキャン
- ・ 有形物: 印象模型・技工物

クラウド環境へのカルテデータ・レセプトデータのバックアップ



院内のデータが使用できなくなった際に、データ復旧の環境構築や作業の必要もなく、クライアント証明書をインストールしたパソコンとID/パスワードさえあれば、即座に平常時とほぼ同じ環境で電子カルテ運用ができる。

歯科診療所におけるBCP (Business Continuity Plan)の観点

BusinessのContinuity Plan

- 早期の再開に向けた最小限の被災と早期の再開
 - 物流停止時の備蓄
 - インフラが整わない時は応急処置／訪問のみ？
 - Staffの家族の生活も含めた緊急時の人員確保？

OutcomeのContinuity Plan

- 災害発生後の、患者の口腔の健康を守る

「従業員のほとんどは家が壊れていたりとか、まともな状態で生活はしていません。この医院も含めて水道も来ていないところが多く、そうした中で一生懸命自分の職務を果たそうとしてくれています。本当に助かっています」



「とにかく今この状況で患者さんを診させていただいているのは責任感というか、私だけじゃなくほかの医院もそうやって動いてると思います。やっぱりこういう仕事ですので、困っている人が1人でもいるのであれば無理やりにでも開院するっていうのが正しい選択だと思ってやっております」

「無理やりにでも開院」断水の中、給水支援で歯科医院が再開
NHK 2024年2月26日 19時16分

「詰め物が外れた」「歯が痛いから診てほしい」。1月下旬に一部再開した輪島市の笹谷歯科には連日、患者数人が来院。治療途中で市外に避難した患者の診療相談にも電話で対応する。

笹谷俊郎(ささに・としろう)院長(43)は地震発生以降、市内の歯科医らと県内外から派遣されている「災害歯科支援チーム(JDAT)」の活動に同行し、避難所を巡回して診療に携わった。断水の影響で歯磨きが不十分となったり、入れ歯の掃除ができなくなったりするケースが多発。感染症の他、口腔内の細菌繁殖が主な原因とされる「誤嚥(ごえん)性肺炎」のリスクが高まり、災害関連死につながりかねない。

医院の建物は、地震による損壊を免れていた。笹谷さんは「口腔内の健康を守るのが歯科の役割。地域医療に貢献したい」との思いから、診療の再開に踏み切った。配給された水で治療に必要な水をまかなっている。



断水の輪島で歯科医奮闘 病気予防、口腔ケア重要
共同通信社 2024年2月26日(月)

地域保健のContinuity Plan

- 自分の管理している施設
 - 学校
 - 介護施設・障害者施設
 - 事業所

まずは、かかりつけ歯科として、地域包括ケアの一端を担っていることが前提
(外来診療、歯科訪問診療、訪問口腔ケア、歯科保健啓発による健康づくり活動)

- 避難所・福祉避難所
- 在宅療養者

かかりつけの患者さんたちが、関係する施設の人たちが、災害時に数週間の歯科的介入がなくなったとしても、自分達で対応できるような体制づくり
(数週間後の介入でも可逆的な範囲に留まるように)

被災住民の健康を口腔から守るために 地域でしておくこと(後半)

- 被災したときに、否応なしに巻き込まれること
- まず、歯科自身がすべきこと
- 次に、歯科から働きかけていくべきこと
- 山形県の歯科として、整備していくべき体制
- あると想定して、具体的な準備を進めて行くべきこと

あなたの身近な防災情報
こちら防災やまがた!

危機管理

災害情報

防災情報

ホーム > 防災・安全 > こちら防災やまがた! > 防災情報 > 防災条例・計画 > 山形県防災基本条例

更新日: 2020年10月2日

山形県防災基本条例

自助・共助・公助による災害に強い山形県を目指して
～山形県防災基本条例を制定しました(平成29年3月)～

東日本大震災をはじめ、近年、全国的に大規模な災害が頻発している状況を踏まえ、県民等の防災意識の醸成を図り、自助、共助及び公助を一体として防災の取組みを進めるため、平成29年山形県議会2月定例会において「山形県防災基本条例」が可決・成立し、同年3月21日に公布・施行されました。

「山形県防災基本条例」(平成29年3月21日公布・施行)

平成29年3月21日

- 「山形県防災基本条例」の概要(PDF: 228KB)
- 「山形県防災基本条例」(PDF: 292KB)
- (参考) 条例制定経緯(PDF: 112KB)

パンフレット

- パンフレット「自助・共助・公助による災害に強い山形県を目指して」

全ページ(PDF: 5.841KB)

1ページ目(PDF: 1.604KB)

「自助・共助・公助による災害に強い山形県を目指して」

自助・共助・公助による

災害に強い山形県を目指して

～山形県防災基本条例の制定(平成29年3月)～



みんなで
力を合わせて
災害に強い
山形県を!

自助
自分の身は自分で守る

共助
みんなで助け合う

公助
県や市町村などの取組み

豊かな恵をもたらす山形の自然に深く感謝し、
その引き起こす災害のリスクを正しく理解しながら、
みんなで防災の取組みを進めましょう。

山形県

災害はいつ起きても
不思議ではありません!

山形県内には、大きな地震を引き起こす可能性のある4つの活断層帯があり、また、山形県沖の断層を震源とする地震により津波が発生するリスクがあります。過去には、明治27年に726人の死者を出した庄内地震や、江戸時代に津波により死者38人の被害が出た羽前佐渡地震などがあります。

また、近年、全国各地で台風や豪雨による河川の氾濫や土砂災害が発生していますが、山形県も例外ではなく、平成25年、26年と2年連続で郡内地域や村山地域が豪雨に見舞われ1000棟を超える住宅被害が発生したほか、各地で台風や豪雨による被害が発生しています。

山形県に存在する活断層帯や活火山、さらに最近の雨の降り方に見られるような異常気象の影響などを考えると、地震や津波、洪水、豪雨、豪雪などによる大規模な災害がいつ起きても不思議ではありません。

被害を最小限にとどめるために

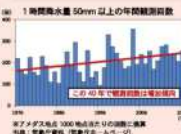
大規模な災害の発生を完全に防ぐことは不可能ですが、私たちの普段からの備えによって、被害を減らすこと(減災)は可能です。東日本大震災をはじめとする、近年の大規模災害の教訓として、被害を最小限にとどめるためには、**自助**(県民が自らの安全を自ら守る)、**共助**(県民、事業者、自主防災組織などが地域において相互に助け合う)及び**公助**(県や市町村が行う)の取組みが求められています。そして、三者が一体となって防災の取組みを進めることが、より一層防災を確かなものにつなげられます。県民、事業者、自主防災組織、県、市町村などが、防災意識を共有し、相互に連携して、みんなで力を合わせて「災害に強い山形県」を実現していきましょう。

公助 ～県や市町村などの取組み～

- 河川や道路の整備など、災害に強いまちづくりを進めます。
- 生活必需品の備蓄や供給体制の整備を進めます。
- 自主防災組織等の統廃合への支援や、住民への防災知識の普及を進めます。



平成25年豪雨災害(南陽市)



2013年7月豪雨災害(死者・負傷者数)の地域別集計



自助 ～自分の身は自分で守る～

- 避難所や避難経路を把握しておきましょう。
- 災害が起こった時の、家族との安否の確認方法や集合場所などを事前に決めておきましょう。
- 家具の固定や消火器の設置をするなどして、家の中の安全を確保しておきましょう。
- 避難生活に最低限必要なものを準備して、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。
- 最低3日間は自力で生活できるように、水や食料などを備蓄しておきましょう。
- 地域の防災訓練や活動に積極的に参加しましょう。



共助 ～みんなで助け合う～

- <自主防災組織の取組み>**
 - 防災訓練などを通して、地域住民に対して防災知識や技能の普及を図りましょう。
 - 日頃から近所同士のコミュニケーションを深めましょう。
 - 災害時に支援が必要となる人を把握しておきましょう。
 - 地域で初消火や避難誘導、救出・救護等ができるよう、必要な資機材を整備しておきましょう。
 - 災害時には、避難誘導や、救出・救護活動、避難所運営へ協力しましょう。

- <事業者の取組み>**
 - 地域の一員として、地域の防災訓練などの取組みに積極的に参加しましょう。
 - 事業継続計画を策定しましょう。
 - 災害時、病院や社会福祉施設などにおいては、施設利用者の安全も確保しましょう。



- <学校の取組み>**
 - 児童、生徒等を守るための防災教育を積極的に進めよう。
 - 市町村や地域の自主防災組織などと連携して、防災訓練を行ったり、学校の施設が避難所として使われる場合の運営について普段から相談しておくなど、地域のみんなで防災の取組みを進めよう。

非常持出品・備蓄品チェックリスト

家族の3日分が準備の目安です。家族構成に応じて準備しましょう。

食料品関係	日用品	貴重品
☐ 飲料水(蓄水の目安:1人1日3ℓ)	☐ 懐中電灯	☐ 現金(紙幣と硬貨)
☐ 食料品(非常食など)	☐ 携帯ラジオ	☐ 身分証明書等の写し
☐ 缶切り・ハサミ	☐ 電池の予備	☐ 健康保険証の写し
☐ 食器類(皿・スプーン・カップ)	☐ ランター・マッチ・ろうそく	☐ 現金通帳の写し
医薬品等	☐ カセットコンロ・ボンベ	☐ 印印
☐ 救急セット	☐ 携帯トイレ	
(三角巾・消毒液・軟こうなど)	☐ 筆記用具・メモ用紙	
☐ 家族が常用している薬	☐ 近郊の地図	
☐ 生活用品	☐ 口拭紙・ロールペーパー	
☐ 紙おむつ・粉ミルク・母乳瓶	☐ ビニール袋(大・小)	
	☐ ロープ・ガムテープ	
衣類	☐ ヘルメット・防災ずきん	
☐ 防寒具・雨具・下着・靴下	☐ 携帯ラジオ	
☐ 毛布・タオル	☐ 携帯充電器	
☐ 手袋(軍手)		

災害用伝言ダイヤルを活用しよう

災害が起こったときに家族が一線にいるとは限りません。家族の安否を確認する手段のひとつとして、災害用伝言ダイヤルを活用しましょう。インターネット接続で利用する方法もあります。

- 携帯電話から(NTTドコモ、au、ソフトバンク、ワイモバイル)各社メニュー画面から「災害伝言板」を選択
- パソコン・スマートフォンから災害用伝言板「web171」HP <https://www.web171.jp>
- 休職期間毎月1日と15日、1/1～1/3、1/15～1/21、8/30～9/5

9月は山形県防災月間です

山形県防災基本条例では、9月を山形県の防災月間と定めています。家族で、職場で、地域で、「防災」について考えてみましょう。

<発行> 山形県環境エネルギー部危機管理課・くらし安心危機管理課
〒980-8570 山形市松陵二丁目8-1 電話 023-630-3033
山形県の防災に関するホームページ > [こちら防災やまがた!](#)

自助・共助・公助による 民？

災害に強い山形県を目指して

～山形県防災基本条例の制定（平成29年3月）～



豊かな恵をもたらす山形の自然に深く感謝し、その引き起こす災害のリスクを正しく理解しながら、みんなで防災の取組を進めましょう。

山形県

災害はいつ起きても不思議ではありません！
山形県内には、大きな地震を引き起こす可能性のある

公助
～県や市町村などの取組み～

- 河川や道路の整備など、災害に強いまちづくりを進めます。
- 生活必需物資の備蓄や供給体制の整備を進めます。
- 自主防災組織等の結成等への支援や、住民への防災知識の普及を進めます

公助 ～県や市町村などの取組み～

- 河川や道路の整備など、災害に強いまちづくりを進めます。
- 生活必需物資の備蓄や供給体制の整備を進めます。
- 自主防災組織等の結成等への支援や、住民への防災知識の普及を進めます。



非常持出品・備蓄品チェックリスト

家族の3日分が準備の目安です。家族構成に応じて準備しましょう。

食料品関係

- ☐ 飲料水（備蓄の目安：1人1日3ℓ）
- ☐ 食料品（非常食など）
- ☐ 缶切り・ハサミ
- ☐ 食器類（皿・スプーン・カップ）
- 医薬品等**
- ☐ 救急セット（三角巾・消毒液・軟こうなど）
- ☐ 家族が常用している薬
- ☐ 生理用品
- ☐ 紙おむつ・粉ミルク・ほ乳瓶

衣類

- ☐ 防寒具・雨具・下着・靴下
- ☐ 毛布・タオル
- ☐ 手袋（軍手）

日用品

- ☐ 懐中電灯
- ☐ 携帯ラジオ
- ☐ 電池の予備
- ☐ ライター・マッチ・ろうそく
- ☐ カセットコンロ・ボンベ
- ☐ 携帯トイレ
- ☐ 筆記用具・メモ用紙
- ☐ 近郊の地図
- ☐ ちり紙・ロールペーパー
- ☐ ビニール袋（大・小）
- ☐ ロープ・ガムテープ
- ☐ ヘルメット・防災ずきん
- ☐ 携帯カイロ
- ☐ 携帯電話・充電器

貴重品

- ☐ 現金（紙幣と硬貨）
- ☐ 身分証明書の写し
- ☐ 健康保険証の写し
- ☐ 預金通帳の写し
- ☐ 認印



※これらはあくまで一般的なものですので、各ご家庭にあったものをご用意ください。

あなたの身近な防災情報
こちら防災やまがた!

危機管理 ● 災害情報 ● 防災情報 ●

ホーム > 防災・安全 > こちら防災やまがた! > 防災情報 > 災害に強い県づくりに向けた有識者会議

災害に強い県づくりに向けた有識者会議

少子高齢化を伴う人口減少の進行が見込まれる本県において、近年、激甚化・頻発化している自然災害に、如何に対応すべきが大きな課題となっています。

このため、令和6年能登半島地震や令和6年7月25日からの大雨災害等を踏まえ、本県の防災・減災対策の今後の方向性について検討し、取りまとめを行うため、「災害に強い県づくりに向けた有識者会議（以下「有識者会議」という。）」を設置しました。

1 設置要綱

・有識者会議設置要綱（PDF：205KB）

2 会議開催状況

第1回会議

日時：令和7年6月10日（火曜日） 10:30～12:00
会場：山形県庁2階講堂

令和7年6月10日

防災情報

- 風水害・土砂災害
- 地震・津波・火山
- 雪害対策
- 放射線
- 災害に備えよう
- 教育・啓発
- 防災条例・計画
- 山形県防災会議
- 消防・救急
- 災害ボランティア情報
- 支援・助成
- お役立ちリンク集



TUY

災害に強い県とは 去年7月の大雨などから市町村が
感じた課題を共有 今後も定期的に会議開催（山形）
2025年6月10日（火） 19:33



会議（初開催）

能登半島地震や県内を襲った大雨災害を
教訓に今後の災害対策を考える

アンケートから見た課題

- 災害廃棄物を運ぶことのできない人への対応
- 災害ボランティアセンターの人手・ノウハウ不足



アンケート結果《去年7月の大雨》
災害廃棄物 災害ボランティアセンターの設置
→ 回答した自治体の半数以上 課題あり

(敬称略、委員は別表)

委員区分	所属団体等	氏名	担当
行政	山形県庁	大田 賢子	W・M
	大田町	佐藤 伸	
	山形市	佐藤 伸	W・M
学識経験者	山形大学経済学部の教授、山形大学経済学部の准教授	山形 伸子	W・M
	山形大学経済学部の准教授、山形大学経済学部の准教授	山形 伸子	W・M
	山形大学経済学部の准教授、山形大学経済学部の准教授	山形 伸子	W・M
経済界事業者	山形県工業会連合会会長	山形 伸子	W・M
	山形県商工会連合会会長	山形 伸子	W・M
	山形県商工会連合会会長	山形 伸子	W・M
教育	山形県立高等学校校長会会長	山形 伸子	W・M
	山形県立高等学校校長会会長	山形 伸子	W・M
福祉	山形県福祉会会長	山形 伸子	W・M
	山形県福祉会会長	山形 伸子	W・M
国際	山形県国際交流協会会長	山形 伸子	W・M
	山形県国際交流協会会長	山形 伸子	W・M
学生	山形大学経済学部学生	山形 伸子	W・M
	山形大学経済学部学生	山形 伸子	W・M

行政

学識経験者

経済界事業者

教育
福祉
国際
実践者
学生

◆第2回会議

令和7年8月下旬

※緊急に取組むべき施策は、令和8年度予算に反映

◆第3回会議

令和7年10月

◆第4回会議

令和8年1月

第2回から第4回までの会議における検討テーマ

○県民の防災意識の醸成

自助を促すための意識啓発と防災学習のあり方

○多様な支援主体との連携等による支援体制の強化

自主防災組織の組織化及び活動促進

防災への女性の参画促進

要配慮者（外国人を含む）の避難支援体制の強化

災害ボランティアの育成・強化

NPOや専門事業者との連携強化

○防災DXの活用推進

災害情報の収集・伝達・共有機能の強化、防災アプリの活用

○被災者支援の強化

避難所の生活環境改善、物資調達と輸送手段確保

在学避難者等への支援

○政府、県、市町村、関係機関等の役割分担と連携方策

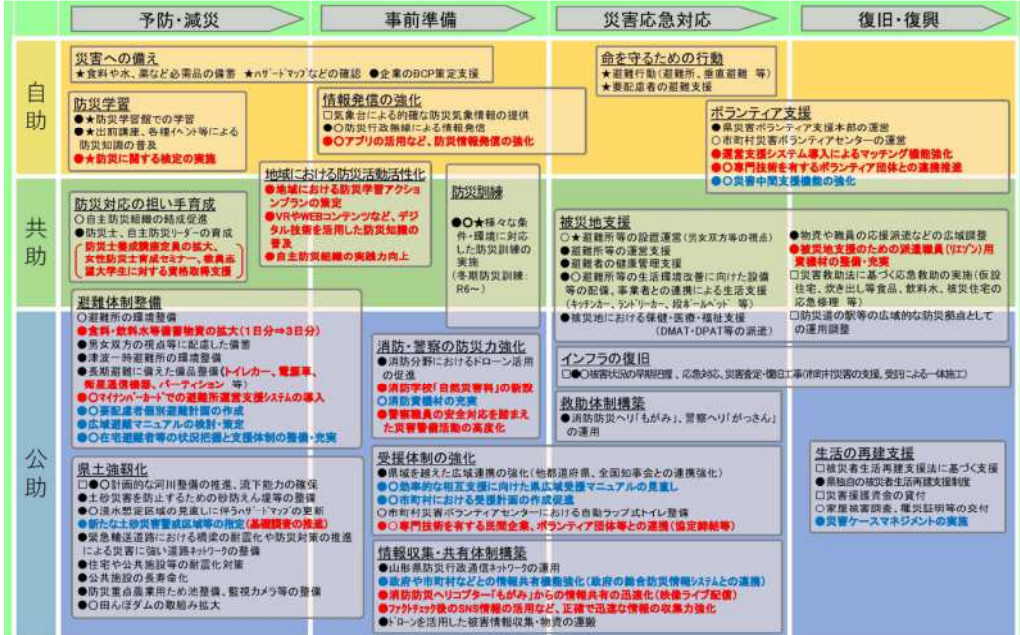
○県土強靱化の推進

○政府における「防災庁」設置の議論・方向性を踏まえた防災対策

○その他、本日の委員の意見等を踏まえ検討すべき事項

災害対応における役割分担	政府	県	被災市町村の代行、広域連携	市町村	防災対策の第一的役割を担う	住民	自助、共助への参加
	被災市町村の代行、広域連携 被災市町村の代行、広域連携 被災市町村の代行、広域連携	被災市町村の代行、広域連携 被災市町村の代行、広域連携 被災市町村の代行、広域連携	被災市町村の代行、広域連携 被災市町村の代行、広域連携 被災市町村の代行、広域連携	被災市町村の代行、広域連携 被災市町村の代行、広域連携 被災市町村の代行、広域連携	被災市町村の代行、広域連携 被災市町村の代行、広域連携 被災市町村の代行、広域連携	被災市町村の代行、広域連携 被災市町村の代行、広域連携 被災市町村の代行、広域連携	被災市町村の代行、広域連携 被災市町村の代行、広域連携 被災市町村の代行、広域連携

【凡例】 令和7年度の施策・取組み / 今後対応が必要と考えられる取組み、強化すべき取組み



防災チェックシート

いざというときに備えて、自分の身の安全や避難所・避難経路、備品などの確認・点検を行い、災害が起きた場合の対応について、あらかじめ家族を話し合っておきましょう。

「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」と、しっかりと覚悟しておくことが大切です。

このチェックシートで災害への備えを点検してみてください。

～ 3月11日は『県民防災デー（防災点検の日）』です！！～
(令和6年1月31日制定)

1. 身の回りの災害リスクを確認しましょう

自分の身の回りにどのような災害が起きる可能性があるのか、事前に日常や学校、勤務先などの災害リスクを把握しましょう。

○市町村が作成するハザードマップ

○国土地理院が提供する「重ねるハザードマップ」

○山形県内の主要な4つの活断層帯

○住んでいる地域で過去に発生した災害の確認

2. 最寄りの避難場所や避難所を確認しましょう

災害が起きたときにすぐに避難するためにも、避難所や避難経路を事前に確認しておきましょう。

避難場所	
避難所	

○避難経路の危険箇所（ブロック塀や細い路地等）

○親戚や友人宅など、他の避難先も併せて確認

3. 津波に備えましょう

津波の特性を正しく理解し、危険が迫ってきたらただちに避難できるようにしましょう。

○海沿いで強い地震を感じたり、付近に津波情報が発表

されたら、ただちに高台・津波避難ビル等へ避難

○沿岸市町村の津波ハザードマップや

津波の避難場所を確認

○揺れが小さくても油断しない

○津波は繰り返し襲ってくる可能性がある

4. 家族防災会議を開催しましょう

災害は、家族が一緒にいるときに発生するとは限りません。正統な下準備の方法など、家族で災害から命を守る方法を事前に話し合っておきましょう。

○災害時の連絡先や安否確認の方法

○災害用伝言ダイヤル「171」と

災害用伝言板の使い方

○避難先（避難場所・避難所・親戚宅等）や避難経路

○家族が別々に被災したときの集合場所

○災害時の情報収集先

(市町村や気象庁（気象庁）のホームページ、防災アプリ等)

○非常持出品や備品品の備えと定期的な確認

○季節に応じた災害への備え（夏は熱中症、冬は凍死等）

○ブレーカーの位置の確認

(地震発生時に火災を防ぐため、1階から避難するときにブレーカーを切る)

山形県



5. 食料や生活用品等を十分に備えましょう

《非常用持ち出し袋を準備しましょう》

「所が被災したとき、安全な場所へ避難して避難生活を送ることになります。非常時に持ち出すように、必要なものを含め、あらかじめリュックサック等に準備しておきましょう。

- **非常食・飲料水**
(白飯、レトルト食品、乾菜類、食糧類、白切り 等)
- **医薬品等**
(絆創膏、消毒薬、絆創膏、百薬薬、家庭の常備薬、生理用品 等)
- **貴重品**
(現金(小銭も)、通帳、印鑑、マイナンバーカード、健康保険証 等)
- **その他**
(衣類(上着、下着、タオル等)、懐中電灯、ラジオ、予備電池・携帯充電器、ライター・マッチ、手袋(ゴム)、マスク、予備の眼鏡 等)

※これらに「貴重なもの」を含め、ご家庭の状況に応じたものを準備しましょう。同様のホームページでも、持ち出し品の例が紹介されています。

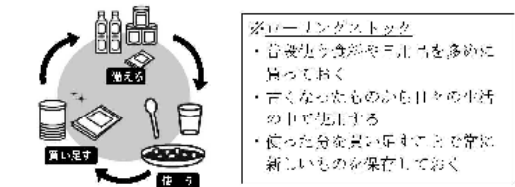
《自宅に食料等を備蓄しましょう》

ライフラインが止まった場合に備えて、普段から飲料水や食料の備蓄、生活用品などを準備しておきましょう。

- **食料や水**
(最低3日分(できれば1週間分)×家族分、消費期限を確認)
- **生活用品**
(トイレ用トイレットペーパー、お風呂用、拭き拭き用トイレットペーパー 等)
- **その他**
(卓上コンロ、お湯沸かし鍋、飲料 等)

※冬の災害時は「寒さ対策」が重要です。

※まずは手帳にできる「ローリングストック」を実践してみましょう。



6. 地震に備えて自宅の安全確認を行いましょう

大地震が発生したとき、窓ガラスが破損、ガス漏れ等が原因で被害が拡大します。家中に危険箇所がないか確認し、転倒防止等の対策を行いましょう。また、不備箇所があれば、口元の耐震性能を確認しましょう。

- 家具が転倒しないように固定
- 寝室にはできるだけ家具を置かない
- 家具が出入り口を塞がないように配置や向きを工夫
- 家電製品も固定又は滑り止め措置
- 観音開きの扉にはストッパーを取付
- ガラスに飛散防止フィルムを貼付
- 木造住宅の耐震性能を確認

山形県防災課 山形県防災危機管理課

Tel. 023-650-2230 FAX 023-650-4711

山形県防災課 山形県防災危機管理課

山形県防災課 山形県防災危機管理課

- ・ 歯ブラシ→やわらかめ
- ・ 歯間ブラシ
- ・ デンタルフロス→糸ようじ
- ・ 義歯用ケース→食品保存密封容器
- ・ 液体ハミガキ (5年保存・1回分)



水が不要な口腔ケア用品



少ない水での入れ歯のケア



うがいの不要な歯みがき剤



+ 洗面所

災害時のために歯科がしておくべきこと

住民

- 非常持ち出し袋に「歯ブラシなどの口腔衛生用品」などを入れるよう啓発



行政

- 避難所における衛生の管理
- 洗面所(歯みがきスペース)の確保・設置
- 歯ブラシ(大人・子ども用)・歯みがき剤・義歯用品等の確保



歯科

- 口腔衛生・口腔機能の維持・管理による健康管理の必要性・体制構築

- 栄養・リハビリテーション支援を含めた「食べる」ための支援を提案、確立⇒フレイル、誤嚥性肺炎予防

- 災害時の口腔衛生管理・口腔機能管理を啓発



介護・福祉

- 災害時でも口腔衛生管理を継続することを啓発
- それにあたり必要な物品などを循環備蓄



保健医療者

被災住民の健康を口腔から守るために地域でしておくこと(後半)

- ・ 被災したときに、否応なしに巻き込まれること
- ・ まず、歯科自身がすべきこと
- ・ 次に、歯科から働きかけていくべきこと
- ・ 山形県の歯科として、整備していくべき体制
- ・ あると想定して、具体的な準備を進めて行くべきこと

災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和7年法律第51号)

- 令和7年5月28日
国会で可決・成立
- 令和7年6月4日
公布・一部施行
- 令和7年7月1日
全面施行

「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」の閣議決定について
令和7年2月14日
内閣府政策統括官(防災担当)
https://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/kihonhou_06.html

災害対策基本法等※の一部を改正する法律案の概要

内閣府(防災)

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。



国による応援組織の例
(国土交通省TEC-FORCE)

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実 ★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設 ★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和7年法律第51号)

- 令和7年5月28日
国会で可決・成立
- 令和7年6月4日
公布・一部施行
- 令和7年7月1日
全面施行

「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」の閣議決定について
令和7年2月14日
内閣府政策統括官(防災担当)
https://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/kihonhou_06.html

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実 ★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、「災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設 ★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。

2) 宅地の耐震化(液状化対策)の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法



水道の復旧
(被災した浄水場)

山形県地域防災計画(令和6年3月)

震災対策編 第3編 災害応急計画 第9章 医療救護計画

- 計画の概要
- 医療救護計画フロー
 - 傷病者への対応
 - 精神障がい者への対応
- 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供
- 医療救護所の設置
- 医療救護活動の実施及び調整
- 国等への支援要請

(1) 各医療関係施設等における活動

- ア 医療救護所
- イ 被災地内の一般の医療機関
 - (I) 歯科診療所及び歯科を有する病院においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

- ウ 被災地内の災害拠点病院等
- エ 被災地内の災害拠点精神科病院
- オ 被災地外の災害拠点病院等
- カ 被災地外の災害拠点精神科病院
- キ DMAT(災害派遣医療チーム)指定病院
- ク DPAT(災害派遣精神医療チーム)指定病院
- ケ 被災地外の一般医療機関

あなたの身近な防災情報 こちら防災やまがた!

危機管理 ● 災害情報 ● 防災情報 ●

ホーム > 防災・安全 > こちら防災やまがた! > 防災情報 > 防災条例・計画 > 山形県地域防災計画

16 11/14 1:0 100% ポスト 11/14 1:0 更新日: 2025年3月28日

山形県地域防災計画 (令和6年3月)

山形県地域防災計画とは、地域並に地域住民の生命身体及び財産を災害から守るため、防災に関して必要な組織体制及びこれを構成する関係諸機関の行うべき活動等を定めた総合的な計画で、国で定めた防災基本計画に基づいて定められており、「震災対策編」、「風水害等対策編」、「津波災害対策編」からなります。

震災対策編

●全文(PDF:12.276KB)

◆表紙と目次(PDF:188KB)

◆第1編 総則(PDF:2.993KB)

◆第2編 災害予防計画(PDF:6.951KB)

◆第3編 災害応急計画(PDF:2.821KB)

◆第4編 災害復旧・復興計画(PDF:899KB)

風水害等対策編

●全文(PDF:8.457KB)

◆表紙と目次(PDF:191KB)

防災条例・計画

山形県防災基本条例

山形県災害時広域支援マニュアル

「事前防災及び被災等のための山形県強靱化計画」について

山形県地域防災計画

山形県広域支援対策活動マニュアル

県と事業所等との応援協定の締結状況

県の防災備蓄状況

災害時要配慮者支援指針

なお、医療救護班は、原則として市町村が設置する医療救護所で活動するものとする。

(2) 歯科医療を要する傷病者の受け入れ歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
(3) その他必要とされる措置

なお、その際、県の災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを中心に調整を行い、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することなく、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

第9条
(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等使用した場合の実費

協定(細則含む) 見直しのポイント

- ・ 県外の活動に関しての記載があるか
- ・ 県の指示がなくとも動けるようになっているか
- ・ 歯科保健活動、口腔ケア活動、住民の健康管理、などが入っているか
- ・ 歯科医師、歯科衛生士、以外の歯科が機能を発揮するために必要な者が含まれる記載になっているか

協定書記載例(業務内容・人員)

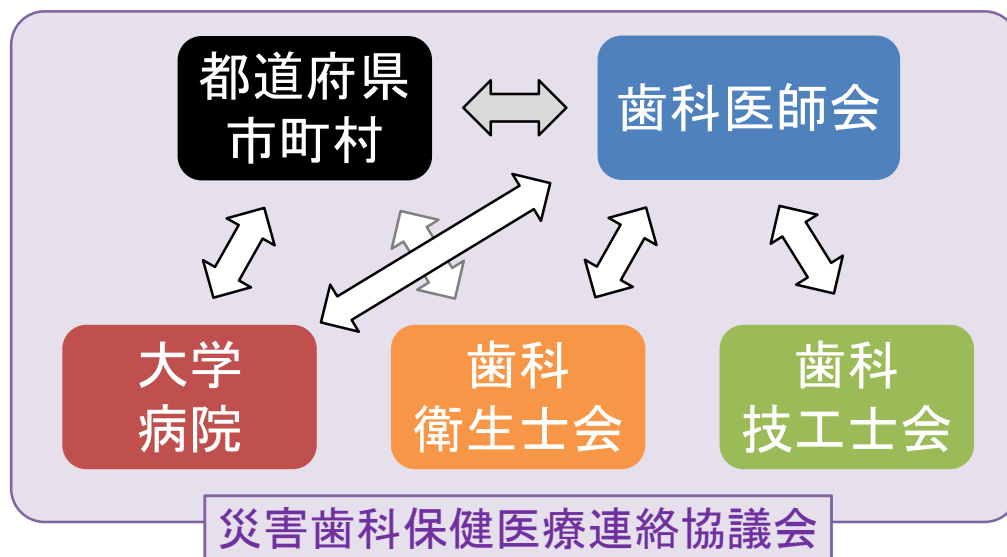
(業務)

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- (2) 前号の傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・口腔衛生指導並びに被災住民に対する歯科保健指導

(編成)

1班当たり歯科医師2人程度、歯科衛生士2人程度、その他1人程度を標準とする。

災害時の歯科医療救護活動に関する協定



山形県 Yamagata Prefecture Government

Language | 言葉読み上げ | 文字サイズ・色合い変更 | ふりがなON | Google カスタム検索 | 検索 | 印刷

防災・安全 > くらし・環境 > 健康・福祉・子育て > 教育・文化 > 産業・しごと > 県政情報 >

ホーム > 健康・福祉・子育て > 医療・介護 > 山形県保健医療計画について

山形県保健医療計画について

最新日: 2025年3月26日

第8次山形県保健医療計画について

山形県では、これまで7次にわたる山形県保健医療計画に基づき、保健医療に関する施策を積極的に推進し、保健医療提供体制の整備・充実を図ってまいりました。

一方で、人口減少と高齢化の一歩の進行といった社会構造の変化や、新型コロナウイルス感染症の経験から、質の高い医療や、それを支える医療従事者の確保など、持続可能な医療提供体制の構築に向けた対応がより求められております。

こうした状況を踏まえながら、住み慣れた地域での暮らしを支える保健・医療・福祉提供体制の充実を図るため、このたび、本県の保健医療政策の基本方針となる第8次山形県保健医療計画を策定しました。

本計画に基づき、県民が安心をもち、総活躍できる社会の実現に向け、保健・医療・福祉サービスの充実強化に関する施策を積極的に展開してまいります。

1. 第8次山形県保健医療計画(概要版) (PDF: 757KB)
2. 第8次山形県保健医療計画(全体版) (PDF: 9,179KB)
- 【随時改定】第8次山形県保健医療計画の修正 (PDF: 638KB)

【随時改定】第8次山形県保健医療計画の修正 (PDF: 638KB)

【随時改定】第8次山形県保健医療計画の修正 (PDF: 638KB)

【随時改定】第8次山形県保健医療計画の修正 (PDF: 638KB)

お問い合わせ

健康福祉部 健康福祉企画課企画調整担当

住所: 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号: 023-630-2734

お問い合わせフォーム

計画

- 山形県地域医療構想
- 山形県保健医療計画について
- 医療介護総合確保推進法に基づく県計画について (地域医療介護総合確保基金)
- 山形県医療費適正化計画の実現に関する評価について
- 山形県保健医療推進協議会
- 第2期山形県アルコール健康障害対策推進計画について

キーワードから探す

Google カスタム検索 | 検索

検索の方法

目的から探す

資格・試験・採用

助成・支援制度

第8次山形県保健医療計画について

3



計画の概要

- 〔位置づけ〕医療法第30条の4第1項の規定に基づく医療計画
〔方向性〕□ 県ではこれまで、7次にわたる「山形県保健医療計画」に基づき、保健医療に関する施策を積極的に推進
□ 「第8次山形県保健医療計画」では、改正された政府の基本方針や医療計画作成指針等ならびに、本県の現状と課題を踏まえ計画を策定

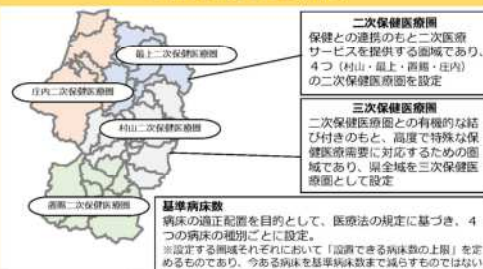
基本理念

基本理念
住み慣れた地域での暮らしを支える保健・医療・福祉提供体制の充実

基本方向

- (1) 住民ニーズの高い質の高い医療を安定的に提供する体制の整備
- (2) 安心して地域で暮らし続けるための医療・介護連携体制の充実強化
- (3) 生涯にわたって健やかでいきいきと暮らすことのできる「健康長寿日本」の実現

医療圏の設定と基準病床数



病床の種別	既存病床数 (R5.11.14時点)	基準病床数	内訳(西郷・庄内)	既存病床数 (R5.11.14時点)
療養病床(※)一般病床	10,287床	9,725床	村山 5,085床	5,255床
精神病床	3,409床	2,927床	最上 620床	706床
結核病床	0床	9床	置賜 1,624床	1,781床
感染症病床	20床	20床	庄内 2,396床	2,545床

医療計画の構成

第1部 総論

- 第1章 山形県保健医療計画の趣旨
- 第2章 保健医療の現状
- 第3章 保健医療圏の設定と基準病床数

第2部 各論

- 第1章 県民の視点に立った医療提供体制の整備
- 第2章 疾病・事業ごとの医療連携体制の整備
- 第3章 在宅医療の推進
- 第4章 その他の医療機能の整備
- 第5章 保健医療従事者の確保と資質の向上
- 第6章 将来の保健医療提供体制の姿と保健医療計画による事業の推進
- 第7章 保健・医療・福祉の総合的な取組
- 第8章 医療費の適正化

第3部 地域篇

二次保健医療圏ごとの医療提供体制、地域の特徴的な疾病対策等、在宅医療の推進に関する施策や目標について記載

5疾病6事業の医療連携体制及び在宅医療の目標と方向性

5疾病				6事業				
がん	がんの75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対)	現状	がんは本県の死因の第1位で、全国と同様。本県のがんによる年齢調整死亡率は、全国を下回り、また低下傾向	小児科	小児科標榜病院の小児科医師数(小児10万対)	現状	15歳未満人口10万人当たりの小児科医師数は全国平均を下回っている状況	
	現状(R3)	目標(R11)	がん検診の重要性の啓発や受診率の向上等に向け「みんなで取り組む『がん対策国民運動』」を展開		現状(R2)	目標(R10)	山形大学医学部と緊密に連携を図り、研修資金貸付を行うなど小児科医を確保	
	男女計 65.6	男女計 55	がん診療連携拠点病院・指定病院と他の医療機関との連携により、期內どこでも質の高いがん医療が受けられる体制を充実		68.2人	68.2人以上	小児科救急電話相談体制の確保を図ることにより、子どもの保護者等の不安の解消や適正受診を促進	
脳血管疾患	脳血管疾患による年齢調整死亡率(人口10万対)	現状	脳がんに総合相談支援センターを中心に相談支援体制を充実	災害時	大規模地震や風水害が発生する可能性を考慮し、災害時等における医療提供体制の構築が必要			
	現状(R3)	目標(R11)			現状(R5)	目標(R11)	・DMAT・DPAT隊員の確保・養成と研修等による各チーム体制の維持・拡充	
	125人	121人			26人	38人	・災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾン等を養成し、多職種による災害医療コーディネーター体制を整備	
精神疾患	精神疾患における新規入院患者の平均在院日数	現状	精神疾患の患者数は全国的に大幅増。本県でも精神疾患を有する方は増加	在宅医療	在宅医療の推進			
	現状(R1)	目標(R11)	・結合失調やうつ病、依存症などの精神疾患や精神障害が引き起こす正しい知識の普及と理解を促進		現状(R5)	目標(R11)	・在宅医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾン等を養成し、多職種による災害医療コーディネーター体制を整備	
	108.9日	102日	・救急患者の受入れに関する情報交換の場を設定し、精神科医療機関間での精神科救急における役割分担を明確化		11か所	12か所以上	・病院におけるBCPに係る研修会への参加や、浸水対策を促進	
訪問診療の実施件数				協定結核医療機関(入院)の確保病床数	協定結核医療機関(入院)の確保病床数			
現状(R4)	目標(R8)	退院支援、日中の療養支援、急患の対応、看取りの4つの機能全てにおいてさらなる充実・強化が必要			現状	目標	今般のコロナ対応を踏まえ、医療体制を早急に構築できるよう、平時から準備が必要	
108,108件/年	126,552件/年	・多職種連携のもと、24時間体制で在宅医療の提供を支援する体制を確保			11か所	12か所以上	・協定医療機関と、その機能や役割に応じて、感染防止に基づく医療連携協定を締結するとともに、新興感染症発生・まん延時には協定に基づく対応が確実に行えるよう、必要な設備整備等への支援を実施	

抜粋

◆ 災害急性期以降の医療救護体制については、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社救護班、都道府県救護班等の救護班が存在し、DMATやDPAT等と連携し、避難所や救護所等に避難した住民等に対する医療・健康管理を中心とした医療支援を実施しています。

◆ 県は、被害状況や患者状況等の情報収集や医療支援に係る指揮調整機能の一元化を図り、県全体を俯瞰した迅速かつ統括的な災害時医療提供体制を確保するため、平成24年6月に「山形県災害医療統括コーディネーター」を配置するとともに、保健所長4名を「地域災害医療コーディネーターリーダー」として配置し、併せて二次医療圏ごとに「山形県地域災害医療コーディネーター」を計26名配置しています。現在の災害医療コーディネーターは医師のみですが、今後は医療・保健等の連携強化等のため、医師以外の職種を含めた災害医療コーディネーターの養成及び技能の維持向上のあり方について、関係機関と連携しながら検討する必要があります。

抜粋

◆ 県は、各災害拠点病院、山形大学医学部附属病院、県医師会、日本赤十字社山形県支部等を構成団体とする「災害拠点病院等連絡調整会議」について、県病院協議会や災害医療コーディネーター、関係機関を追加した上で、平成25年3月に「災害医療対策会議」へ改組し、同会議を必要に応じて開催して、県内外で災害が発生した場合の医療連携体制の充実強化等について、協議・検討を進めています。

◆ 県は、平成27年6月「災害時公衆衛生活動マニュアル」を策定し、災害時には、公衆衛生医師、保健師等からなる公衆衛生スタッフを派遣し、避難所や自宅滞在者への健康相談や生活指導を実施しています。

◆ 県は、災害時に避難場所等において要配慮者の支援にあたる「災害派遣福祉チーム(DWAT)」について、チーム員の登録とともに、被災地での活動時に使用する資機材の整備を進めていくことが必要です。

◆ 厚生労働省では、大規模災害時に災害医療コーディネーターと連携して小児・周産期医療に関する情報収集や関係機関との調整役を担う「災害時小児周産期リエゾン」の養成研修を平成28年度から開始し、本県では研修を受講した28名(令和5年7月現在)にリエゾンを委嘱しています。

◆ 県医師会では、平成24年2月に、東日本大震災を踏まえ、災害時の迅速な対応を図るため、県と締結した「災害救助に関する協定」(昭和55年10月)の見直しを行い、平成24年5月から医療救護班派遣調整担当医(医師会ブロックコーディネーター)を県内6ブロックに配置しています。

◆ 県看護協会では、平成15年から災害看護に取り組むための委員会を設置し、研修会を開催するなど、災害時に支援活動を行う看護師の養成と体制を構築しています。また、県と「災害時における医療救護に関する協定」(平成18年7月)を締結し、県からの派遣要請に対し、原則として、避難所及び災害現場等に設置する救護所において、医師の指示に基づき、医療救護活動を行う看護師等の派遣を行う体制を整備しています。

◆ 県薬剤師会では、県と「災害時における医療救護活動に関する協定」(平成18年12月)を締結し、被災地における調剤や服薬指導、医薬品の管理等を支援することとしているほか、避難所の衛生管理や健康相談等を行います。

◆ 県歯科医師会では、災害時の歯科医療救護活動を適切かつ効率的に実施するため、県と「災害時の歯科医療救護に関する協定」(平成23年12月)を締結しています。

◆ 県公認心理師・臨床心理士協会では、災害時の被災者対策の一環として、心理ケアを迅速かつ的確に実施するため、県と「災害時における心理ケアに関する協定」(平成18年3月)を締結しています。

◆ 県柔道整復師会では、災害時の柔道整復救護班の派遣による医療救護活動等の協力に関して、県と「災害時における公益社団法人山形県柔道整復師会の協力に関する協定」(平成26年12月)を締結しています。

《目指すべき方向》

- 被災後、早急に診療機能を回復できる体制及び**災害急性期を脱した後も継続的に必要な医療を提供できる体制の整備**を推進します。
- 適切な支援を受けることができるよう**定期的な研修・訓練の実施**を促します。
- 大規模災害及び局地災害に柔軟に対応できる体制整備のため**医療機関における実効性の高いBCPの策定**及び止水対策を含む浸水対策を促進します。
- DMAT指定病院が行うDMATの運用や充実に向けた体制の整備を支援し、DMATチーム数の拡充を図ります。なお、都道府県DMAT(仮称)の養成について、国や他県の状況を注視しつつ、検討します。また、新興感染症の発生・まん延時に活動可能なDMAT隊員の養成を実施します。
- DPAT隊員の養成と技能向上を推進します。

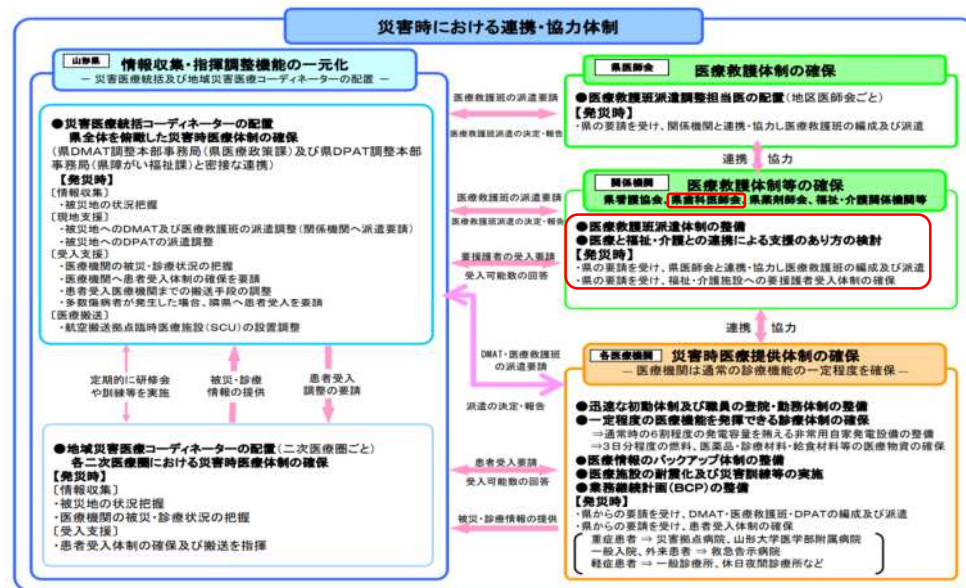
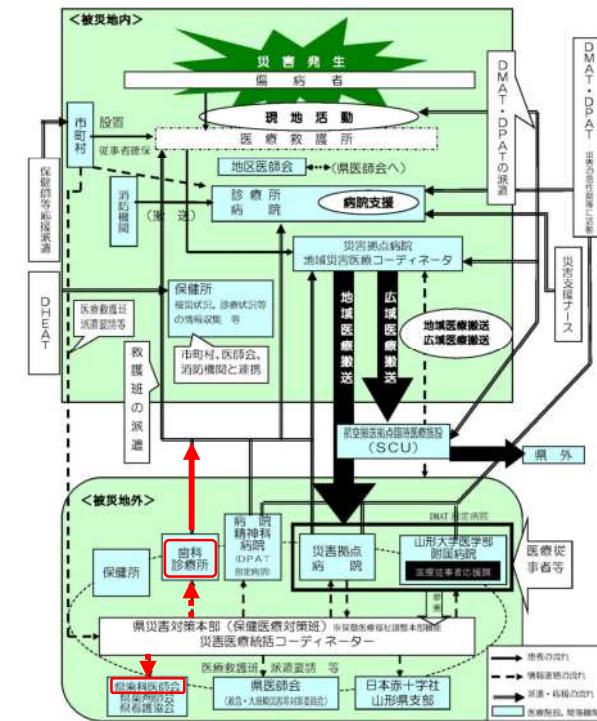
《目指すべき方向》

- 県・二次保健医療圏ごと等に**多職種による災害医療コーディネート体制を整備**します。
- 災害時医療の提供に当たり、保健医療活動チーム(DMAT、JMAT、日本赤十字社や国立病院機構の救護班、**歯科医師**、薬剤師、看護師、保健師、管理栄養士、DPAT等をいう。以下同じ。)の活動調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の**保健医療福祉活動の総合調整を行う体制**について、**検討**します。
- 大規模災害発生に備え、他都道府県からの保健・医療・福祉関係者の**受援等を調整**し、被災地における保健所機能を高めるための**体制整備を進めていきます**。
- 災害急性期を脱した後の**避難所等被災者に対して**感染症のまん延防止、衛生面のケア、要支援者へのサポート、メンタルヘルスケア等に関して、**保健所を中心とした健康管理体制を強化**します。

目指すべき方向を実現するための施策

- ・ 県は、「災害医療対策会議」を必要に応じて開催し、災害時における医療提供体制の充実強化について、協議・検討します。
- ・ 県は、県内外での発災に備え、県災害医療統括コーディネーターや地域災害医療コーディネーターを中心に、県全域での「災害医療コーディネート連絡調整会議」や地域ごとの「地域災害医療連絡調整会議」を開催し、山形大学医学部附属病院、各災害拠点病院、消防機関や**医師会等の関係機関**との連携体制の充実強化を図ります。
- ・ 県は、災害医療コーディネート体制の整備推進を図るため、県・二次保健医療圏ごと等に、医師に加え、**歯科医師**、薬剤師、看護師、災害時小児周産期リエゾン等さまざまな専門分野のコーディネーターを養成し、体制整備に向けた検討を進めます。また、災害医療コーディネーターの支援体制を強化するため、研修会等を通じ資質向上に努めます。
- ・ 県は、医療コンテナの災害時における活用について、国の動向を注視のうえ、関係機関へ情報提供等を行います。

- 県は、災害時医療の提供に当たり、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うことができるよう、**関係機関**と連携しながら保健医療福祉調整本部機能の構築を含めた災害時医療提供体制について検討していきます。
- 県は、**関係団体**と連携し、災害時の健康危機管理部門のマネジメント機能強化のため、他都道府県等からの保健医療福祉関係者の**受援調整**や保健所の指揮調整機能等への支援を受け入れる体制の整備を進めます。
- 保健所は、地域における健康危機管理の拠点として、平時から、管内市町村、**専門職能団体等**と連携し、健康危機に備えた準備を計画的に推進します。



- 医療救護班派遣体制の整備
●医療と福祉・介護との連携による支援のあり方の検討
【発災時】・県の要請を受け、県医師会と連携・協力し医療救護班の編成及び派遣
・県の要請を受け、福祉・介護施設への要援護者受け入れ体制の確保

二次保健医療圏		災害拠点病院	
村山	山形県立中央病院 歯科口腔外科 5人(診察室は4)	日本海総合病院 (救命救急センター)	
	山形市立病院済生館 歯科・歯科口腔外科 1+1人		鶴岡市立荘内病院
	山形済生病院		
最上	山形県立新庄病院 歯科(R5.10～) 1人		
置賜	公立置賜総合病院 歯科口腔外科 5人(診察室は3)		
	日本海総合病院 歯科口腔外科 5人(診察室は4+1)		
	鶴岡市立荘内病院 歯科口腔外科 4人(診察室は3)	公立置賜総合病院 (救命救急センター)	
庄内	山形大学医学部附属病院 歯科口腔外科 9+2人		
	米沢市立病院 歯科口腔外科 2人(診察室は2)	米沢市立病院	

● 保健所

庄内医療圏
人口 26万人
高齢化 36%
歯科 101

置賜医療圏
人口 20万人
高齢化 34%
歯科 70



最上医療圏
人口 7万人
高齢化 37%
歯科 26

村上医療圏
(山形市含む)
人口 53万人
高齢化 32%
歯科 248

山形市(中核市)
人口 25万人
高齢化 30%
歯科 134

被災住民の健康を口腔から守るために 地域でしておくこと(後半)

- 被災したときに、否応なしに巻き込まれること
- まず、歯科自身がすべきこと
- 次に、歯科から働きかけていくべきこと
- 山形県の歯科として、整備していくべき体制
- あると想定して、具体的な準備を進めて行くべきこと

これからも必ずありそうなこと

- 仮設歯科診療所の設置とその運営
- 被災地域以外での支援
 - 1.5次避難所への支援
 - 遠隔2次避難所(みなし仮設・高齢者施設など含む)への支援や受け入れ
- 基金事業での中長期的歯科保健活動



石川県歯科医師会の災害歯科支援チーム「石川県JDAT」は、2月5日より福井県歯科医師会の協力を得て、珠洲市 道の駅すずなりに「臨時歯科診療所すずなり」を開設しました。これは福井県歯が所有している移動式の歯科検診車の提供を受け、それを臨時診療所として設置したものです。

2月10日までは福井県JDATに診療を行っていただき、2月11からは石川県JDATが引き継いで診療を行っています。石川県JDATの診療体制は、県歯会員、および石川県口腔保健医療センターの他、金沢大学、金沢医科大学、金沢医療センター、能登総合病院からご協力により、整えており、2月5日から2月11日までに118名が受診されました。

診療内容は、補綴物脱離、義歯破折への対応が多く、炎症性疾患への対応や、根管治療、拔牙、充填処置なども実施しています。





石川県JDATの「臨時歯科診療所すずなり」における2月の活動報告です。

既報の通り2月5日より福井県歯科医師会が所有する移動式の歯科検診車の貸与を受けて「道の駅すずなり」に臨時の歯科診療所として活動しております。

2月は計22日間、40名の歯科医師および61名の歯科衛生士(いずれも延べ人数)が診療に携わり、延べ320名の患者様が受診されました。今のところ3月末まで診療を継続する予定ですが、近隣の歯科医院の診療再開状況によっては、予定変更となる場合もあります。

石川県JDATの「臨時歯科診療所すずなり」における3月の活動報告です。

既報の通り2月5日より福井県歯科医師会が所有する移動式の歯科検診車の貸与を受けて「道の駅すずなり」に臨時の歯科診療所として活動しております。

3月は計23日間、46名の歯科医師および31名の歯科衛生士(いずれも延べ人数)が診療に携わり、延べ368名の患者様が受診されました。今のところ4月末まで診療を継続する予定ですが、近隣の歯科医院の診療再開状況によっては、予定変更となる場合もあります。

石川県JDATの「臨時歯科診療所すずなり」における4月の活動報告です。

既報の通り2月5日より福井県歯科医師会が所有する移動式の歯科検診車の貸与を受けて「道の駅すずなり」に臨時の歯科診療所として活動しております。

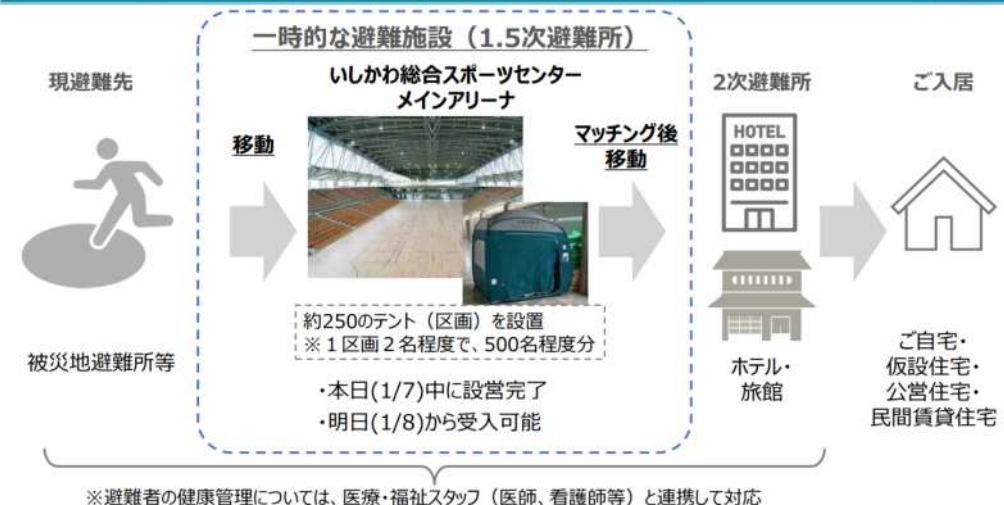
4月は計18日間、35名の歯科医師および20名の歯科衛生士(いずれも延べ人数)が診療に携わり、延べ282名の患者様が受診されました。4月27日(土)をもって診療所は終了となりました。

被災地域以外での支援

一時待機所／1.5次避難所

- ・災害救助法の関係もあり、遠隔避難の多くは県内となることが多いと思われる。
- ・受け入れ施設がある地区歯科医師会等で、輪番を組んでの対応を実施することが多い。
- ・他県から派遣された職種は常駐するケースが多いが、地区歯科医師会で対応する場合は一定時間の巡回となるケースが多いので、初動期に連携方法の仕組みづくりをする必要がある。
- ・個人情報管理のため、基本的に記録避難所内管理となる。引継ぎに必要な情報だけはメモをとるなどする必要とがあるが、個人情報管理は徹底する義務がある。

被災地からの避難（2次避難）について



被災地外への避難（2次避難）について



<被災地外の一時的な避難施設（1.5次避難所）について>

○ 本日（1/8）、いしかわ総合スポーツセンター メインアリーナに開設。

- ・避難所用 TENT を設置。
- ・トイレ、暖房、シャワー、電気、水などの設備あり。
- ・避難生活に必要な物資を配備。お食事も提供。
- ・看護師が常駐。（必要に応じて医師が対応。）



メインアリーナ



避難所用 TENT

○ 明日（1/9）13時、2次避難施設へ移動するための受付窓口を開設。

- ・2次避難施設（ホテル・旅館）とのマッチングができ次第、移動。
- ・併せて、公営住宅等への入居に関する情報提供を行う窓口も開設。



シャワー

災害対策本部員会議 第15回（1月8日）会議資料

石川県歯科医師会 は県民の皆様へのお口の健康の保持、増進に役立てていただくために、様々な活動を行っております。



石川県歯科医師会
Ishikawa Dental Association

石川県歯科医師会
会員専用ページ

トップページ
HOME

インフォメーション
Information

石川県歯科医師会
ida

石川県歯科医療専門学校
school

口腔保健医療センター
center

トピックス

HOME > トピックス > プレズリオンズ活動報告 > 災害歯科支援チームの活動（要介護高齢者エリアへの歯科保健医療支援）

災害歯科支援チームの活動「要介護高齢者エリアへの歯科保健医療支援」

投稿日：2024年1月21日 | 最終更新日時：2024年5月10日 | カテゴリー：プレズリオンズ活動報告

1月20日（土）、21日（日）の2日間、1.5次避難所である「いしかわ総合スポーツセンター」の要介護高齢者エリア（マルチパーパス）への歯科保健医療支援を実施しました。

そのうち、20日は石川県口腔保健医療センターより歯科衛生士2名を派遣し、入所者28名に対して口腔ケアを実施。
また21日は口腔保健医療センター歯科医師2名、歯科衛生士2名、石川県歯科医師会より歯科医師2名を派遣し、入所者29名に対して口腔ケアを行いました。

同施設のサブアリーナおよびメインアリーナにおいては、エリア責任者の許可の下、「避難生活でのお口のケアのご案内」のポスターを随所に掲示し、口腔ケアの啓発を行いました。
サブアリーナの責任者（DMAT医師）からは、「現在、サブアリーナでは要介護高齢者の避難者が増えている。今後はこちら側でも口腔ケアをお願いしたい。」との申し出もありました。



ポスターを掲示

インフォメーション

歯医者さん探しは
歯科navi

公益財団法人8020推進財団設立20周年記念
第18回フォーラム 8020
フォーカス！感染予防
～未来歯科医療の扉を開け～

歯科衛生士
応援 ひろば

歯科医療 求人情報
働いて
みませんか？

歯科医師会関連サイト
リンク集

いしかわ総合スポーツセンター（1.5次避難所） 及び産業展示館での歯科保健活動

1月19日～4月20日

曜日・時間	担当	メインアリーナ・ 産業展示館 （ほぼ高齢者）	サブアリーナ （ほぼ自立）	マルチパーパス ルーム （介護度高い人）
月曜日12:30～	固定		（口腔ケア）	口腔ケア
火曜日	なし			
水曜日14時～	金沢市歯	巡回	巡回	口腔ケア
木曜日14時～	金沢市歯	巡回	巡回	口腔ケア
金曜日12:30～	固定		（口腔ケア）	口腔ケア
土曜日14時～	金沢市歯＋口 腔保健センター	巡回		口腔ケア
日曜日9:30～	金沢市歯＋口 腔保健センター	巡回		口腔ケア

能登半島地震 1.5次避難所歯科保健医療救護活動



令和6年1月1日16時10分には能登半島地震に対して、石川県歯科医師会の役員先の先生が1月1日より正月休みもなく毎夜毎夜と歯科救護会に設置された災害対策本部に集まり被災状況の確認や会員の安否確認等、対策を練り仕事をされていると聞き敬慕の念を抱きました。

石川県歯科医師会災害対策本部では石川県からの歯科医療救護隊の出動要請を受け1月7日より北沢町、中能登町、七尾市、穴水町、輪島市などの被災地区にJDAT石川（石川県災害支援チーム）を派遣しました。

金沢市内の状況は、1月8日に石川県より被災者を一時的に収容する1.5次避難所が金沢市の「いしかわ総合スポーツセンター」に開設され、その後1月13日には「石川県産業展示館2号館」にも新たに1.5次避難所が開設されました。

1月21日より活動を開始した県歯科医師会の依頼で1月21日に金沢市歯科医師会役員4名が臨時出張したうえで、県歯科医師会、口腔保健医療センター、石川県歯科衛生士会と連携し連日現場にて口腔ケア等の支援を行う事となりました。

それまでの間、「早く何でもいいから役に立ちたい！」との思いであったため、我々一同が士気鼓舞にしてその依頼に応じました。

1月20日（土）第一日目のJDAT石川としての活動が、いしかわ総合スポーツセンターにおいて始まりました。当会役員から4～5名と県歯科衛生士会より衛生士2名が派遣され1つのチームとなり口腔内の診察、虫歯処置、口腔ケア、歯科相談などを実施し、必要と思われる口腔ケアグッズを渡しました。どうしても治療が必要な方には、いしかわ総合スポーツセンター近隣の歯科医院を紹介するという形をとりました。

JDAT石川チームの中には、自ら被災者であるにも関わらず参加された先生もいらっしゃり、重の下がる思いがありました。

アリーナや通常の避難者がいるメインアリーナ（テレビで放映されていたテントがある会場）の方が口腔衛生状態は悪いという皮肉な状況でありました。

いしかわ総合スポーツセンターだけでは収容人数が足りず石川県産業展示館にも被災者が入る事となり、それでもなお次々とバスから降りる被災者の方々を目にした時は「こんな大勢の全ての人の対応が出来るのだろうか？」と不安に思いました。

最初の頃は要領を掴む時間がかかりましたが、次第に慣れていき被災者に先立にならない程度に世間話も交えながらの口腔ケア活動になっていきました。

避難所では高齢の方が多くを占めており、テント生活で大変不便であり辛い気持ちであったとは思いますが、そういった様子は一向に見せずして努めて明るく元気に振舞っておられました。

ある高齢女性には手までも合わせて頂き「ありがとう」と感謝され、こちらとしては恐縮するばかりでした。

「施設はやさしや土でも」とは言え、こんな過酷な状況にあっても辛い感情を押し殺し、日本人としての矜持をもって、恥ずかしい行動は慎み明るく立ち振る舞っている人達を見て、この避難所から生きている一人一人としての開放感から、災害避難所を出てしまえるものかと思いが強くなりました。

また、産業展示館で活動した際に、食堂の方から日本の音楽「旅順」が聞こえてきました。



（佐野 孝昭 記）

図3 1.5次避難所の入所者数推移と累計

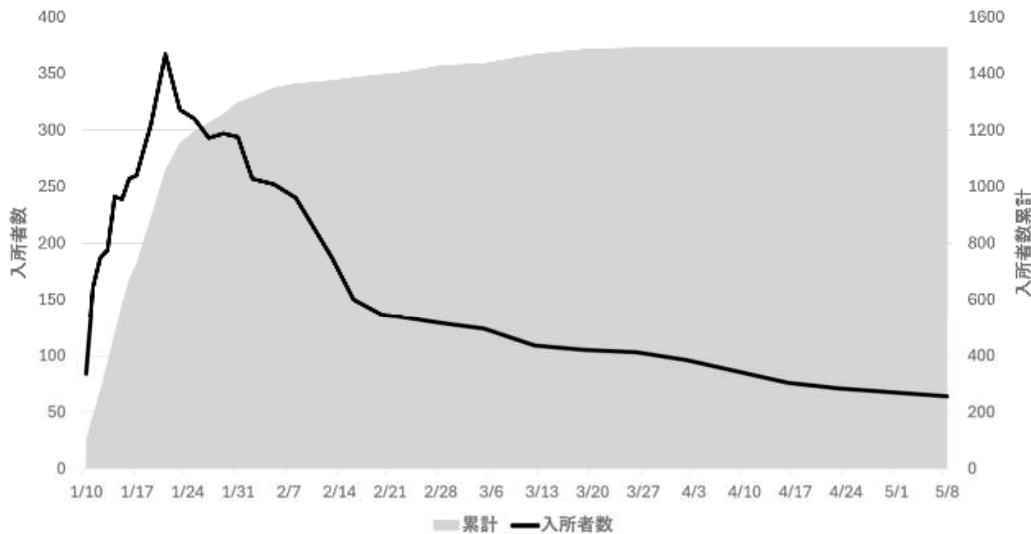


図3 1.5次避難所（いしかわ総合スポーツセンター・石川県産業展示館・小松総合体育館）の入所者数推移と累計（石川県災害対策本部員会議資料第17回～第49回¹⁾を元に筆者が作成）

自然災害科学2024_43_3_665 令和6年能登半島地震における1.5次避難所の運営と課題

被災地域以外での支援

二次避難（ホテル・施設）／みなし仮設

- 今後も、高齢化が高い人口減少地域が被災した場合、遠隔地の高齢者施設への受け入れが要望されるが、従業員等確保の観点からは人口が多い地域に避難する場合が多いと考えられる。
- ホテルなどへの二次避難も、ホテルが多い都市部になることが多いが、民間の施設で個室のために情報を把握しきれず介入に制限がつくこともある。
- 避難者はむしろ分散しているが、比較的歯科診療所もある地域への避難となると考えられるため、主には近隣歯科診療所での受け入れ対応が中心になると考えられる。

（石川県）令和6年度 被災者歯科支援事業

実施主体

- 石川県が一般社団法人石川県歯科医師会に委託して実施
- 県健康推進課、能登中部保健福祉センター、能登北部保健福祉センターは、事業の実施にあたり、必要に応じて協力

支援対象

- 県内6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）

事業内容

- 被災市町は、支援要望書を記入し、管轄の保健福祉センターに提出
- 県歯科医師会が、被災市町からの支援要望書に基づいて調整
- ①仮設住宅等への個別訪問による口腔内の健康状態確認や歯科保健指導などの実施
- ②仮設住宅集会所等での歯科健康相談、歯科保健指導等の実施
- ③その他必要な支援（各種福祉施設への訪問による歯科保健指導等）
- ④上記の①から③の支援において把握された健康課題等の被災市町への報告

令和6年度実績・令和7年度予定

令和6年度（11月～3月）

- 5市町村、24回（うち2回は施設、2回はイベント型）
- 対象者計（のべ） 526名
- 出務者計（のべ） 歯科医師54、歯科衛生士40、その他7

令和7年度計画

- 6市町村、39回（うち2回は施設、1回はイベント型）

具体的に計画し、実践的に演習をすべきこと “県内支援への派遣の組み方”

- 基本的には日帰りベースで、輪番制。更に、On the Job Trainingしながら引き継げるよう、経験者と初めての人で組む、地域ごと・曜日ごとの担当者を決める、などの工夫ができれば好ましい。
- 情報集約・共有、物資補給のため、会館など管理できる場所から出入りできれば好ましいが、難しければ別途方法論を検討。
- 人材の派遣を、歯科衛生士会や大学などに頼むのか、難しければ他県から頼むのかも検討課題

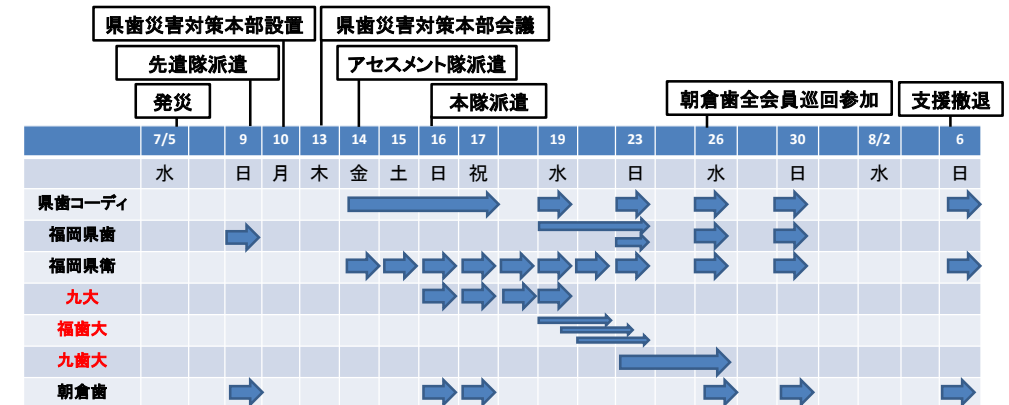
過去の災害に学び、**自県内**での災害対応

<東北からの教訓>

- 1、要配慮者への支援
- 2、多職種との連携
- 3、歯科職内での連携

<熊本地震後の活動方針>

- 1、発災1週間後からの歯科支援
- 2、**多職種(特に行政)や地元との連携**
- 3、**県歯歯科コーディネーター派遣**



福岡県歯科医師会 太田秀人先生スライド

県内支援における方針と情報の管理

- 急に移動(転居)される可能性など、計画的な対応は困難であることを踏まえ、一期一会かもしれないことを前提に安全かつ普遍的な介入に留める必要性を考慮する。
- 一時的な対応／受け入れで、元の地域に戻る場合や、更に当面の生活の場に移動する場合もある。いつでも引き継げるよう、常に記録をきちんと記載しておく必要があるが、避難所側だけではなく歯科側にも控えを保存しておくようにする。

誰にでも
いつでも

健康で幸せに生活する
機会のある社会を

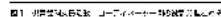
■ 動画



活動要領・行動指針・規則
根拠法・協定
共通書式・アクションカード
参考文献
日歯8020テレビ
生涯研修ライブラリー
eラーニング



実験時の装置は概ね図4及び、図5のようになっている。電圧の調節は可変抵抗によるもので、電圧は電圧計で測定される。電圧は電圧計で測定される。電圧は電圧計で測定される。



大規模災害時の 歯科的コーディネート

日歯会員の方は無料で受講できるはず
ぜひ、スタッフとともに、
ご視聴ください

日歯Eシステム
生涯研修ライブラリー

歯8020テレビ

歯とお口の情報

動画で一般向けに平易につくられています
(それぞれ6分ほど)
過去に災害時に地元
ケーブルTVで放映さ
れたこともあります

災害時こそ大切！ お口のケア

- <1>備えておくこと
- <2>自分でできること



日本歯科衛生士会概要

入会案内

研修・学習・認定

歯科衛生がより、学生がより

日本

災害時、私たちにできること



被災者の口腔保健と健康増進を支援します

避難生活では口
が生じます。し
イア登録の方

共通書式なども
まとめたマニュアル

Link [從菌類到保健菌類衛生士登錄](#)

被災状況に合わせて歯科衛生士の支援活動を円滑に行うための実践マニュアルです。基本姿勢や平時の備え、現場での具体的な行動手順などをまとめました。

PDF 災害歯科保健活動
歯科衛生士実践マニュアル2021

マスクをしたままできる
お口の体操

～ 唇や舌、頬などの筋力アップをすることは全身の健康へとつながります。
美味しく安全に食べて健康に過ごしましょう ～

①唇をとがせ前に突き出す
②左右にしっかりと引く
③大きく開ける
唇を閉じ、唇の内側で舌をぐるぐる回す

①頬をふくらます
②頬をへこます
③左右交互に頬をふくらます
④唇をしっかりと閉じ上下交互に舌をふくらます

開口訓練
①口を最大限に大きく開ける
②10秒間 保持する
③10秒間 やすむ
④②③を繰り返す

前舌保持嚥下訓練
(ベロ出しごくん)
①舌を少し前に出し、唇を閉じる
(舌を強く吸まないよう注意しましょう)
②舌のつまみ、つまみをゴッタンと飲み込む
舌の上でできるようにになったら「ゴッタンー」と、飲み込む途中で数秒保ちましょう

空気を漏らさないようにするのがポイントです！
食べ物を食べながら行いません

食前や空き時間に
5回～10回
行いましょう

※新型コロナウイルス感染症の予防のため、食前や食後の手洗いを徹底しましょう

日本歯科衛生士会
災害時における歯の健康づくり

マスクをしたままできるお口の体操(動画)

「マスクをしたままできる お口の体操」

DH-KEN

コンテンツ

ホーム > コンテンツ > 災害歯科保健

災害歯科保健
視聴可能期間: 90 日

ご利用価格: ¥2,970 (税込)

災害支援の枠組みや地域保健活動の概要をはじめ、災害時の歯科の役割と歯科衛生士の活動の実態、多職種との連携の取組など、災害時における歯科保健について幅広くフォローしたコンテンツです。
「いつか」の「もしも」に備え、災害が発生した際に歯科衛生士としてできることやすべきことについて、このコンテンツで学びましょう。

▼コンテンツ価格
●歯科衛生士(学生含む): 2,970円
●日本歯科衛生士会 正会員: 1,782円
●歯科医師 その他: 4,455円

定額コースはこちら >

再生

これ全て見て学んだ方は、
日衛に登録できます

歯科衛生士 2970円
日衛正会員 1782円
歯科医師その他 4455円

今日を愛する。
LION

災害時の清潔&健康ケア PDFファイル

災害時の手の清潔、オーラルヘルスケアについてわかりやすくご利用下さい。

災害時の清潔・健康ケア

災害時は、避難所生活や水不足など、生活していく上で衛生上のリスクが高まるため、体を清潔に保ち、健康に留意することが重要です。
体力のないお子様や高齢の方は特に注意が必要です。

災害時の手の清潔

①流水でよく洗う
②石鹸を泡立て、手のひら、手背、指の間、爪の間を洗う
③流水でよくすすぐ
④清潔なタオルで拭く

災害時のオーラルケア

①歯磨き
②歯の痛み
③歯のむしり
④歯の抜け

Worldwide sites Ed
採用情報

災害時の清潔・健康ケア

災害時は、避難所生活や水不足など、生活していく上で衛生上のリスクが高まるため、体を清潔に保ち、健康に留意することが重要です。
体力のないお子様や高齢の方は特に注意が必要です。

災害時の手の清潔

多くの人が出入りする避難所などでは、いつもより手が汚れがちです。手を清潔に保ちましょう。
ぬれティッシュやお手拭きシートを使って、手をキレイにしましょう。

災害時のオーラルケア

オーラルケアが不十分だと、ムシ歯や歯周病、感染症や誤嚥性肺炎などのリスクが高まります。

①歯磨き
②歯の痛み
③歯のむしり
④歯の抜け

今日を愛する。
LION

災害時の清潔・健康ケア情報

災害時は、避難所生活や水不足など、生活していく上で衛生上のリスクが高まるため、体を清潔に保ち、健康に留意することが重要です。
体力のないお子様や高齢の方は特に注意が必要です。

災害時の手の清潔

①流水でよく洗う
②石鹸を泡立て、手のひら、手背、指の間、爪の間を洗う
③流水でよくすすぐ
④清潔なタオルで拭く

災害時のオーラルケア

①歯磨き
②歯の痛み
③歯のむしり
④歯の抜け

災害時の清潔・健康ケア

災害時に忘れてはならないのは
お口の健康です

「お口」は感染症の入り口です
災害時は、避難所生活や水不足など、生活していく上で衛生上のリスクが高まるため、体を清潔に保ち、健康に留意することが重要です。
体力のないお子様や高齢の方は特に注意が必要です。

災害時の手の清潔

①流水でよく洗う
②石鹸を泡立て、手のひら、手背、指の間、爪の間を洗う
③流水でよくすすぐ
④清潔なタオルで拭く

災害時のオーラルケア

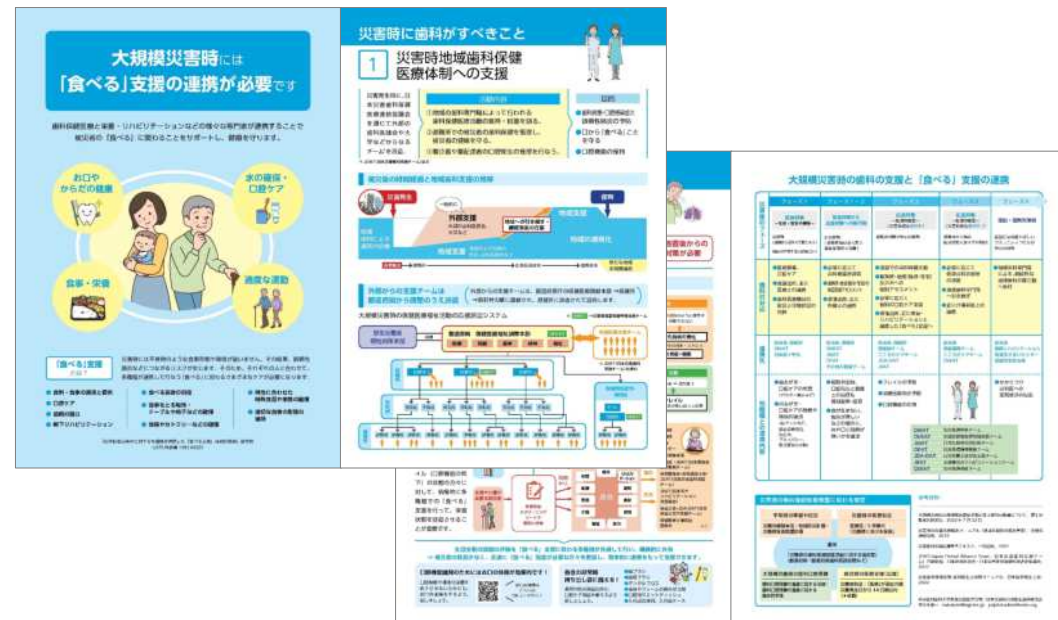
①歯磨き
②歯の痛み
③歯のむしり
④歯の抜け



https://jp.sunstar.com/bousai/pdf/mouth_and_body_03.pdf



<http://jsdphd.umin.jp/pdf/19K10420.nkkk.4p.pdf>





歯科の災害保健医療支援 お口の健康が命を救う!

大規模災害が起こったとき、現地で保健医療支援活動を行うのは、歯科の歯医者だけではありません。歯科医も、歯と口腔の面から被災者の人たちの健康を支えています。一般にはあまり知られていない「歯科の災害時の保健医療支援活動」について、熊本県で日本歯科医師会の災害歯科コーディネーターを務めた先生にお話をいただきます。

災害歯科支援大学
日本歯科大学九州歯学部附属病院
災害歯科支援大学 災害歯科コーディネーター
中久木 康一 先生

非常用持ち出し袋に入れておきたいオーラルケアグッズ

基本セット

- 歯ブラシ**
歯ブラシを保管している歯磨機は多くありません。災害時に歯磨機が壊れてしまえば、歯ブラシも使えません。災害時に歯磨機が壊れてしまえば、歯ブラシも使えません。
- 歯間ブラシ・フロス**
歯間ブラシは、歯と歯の間の歯垢を落とすのに効果的です。歯と歯の間の歯垢を落とすのに効果的です。
- 液体ハミガキ**
歯磨き粉の詰め替えが面倒で、災害時に歯磨き粉がなくなってしまう可能性があります。液体ハミガキは、災害時に歯磨き粉がなくなってしまう可能性があります。
- 口腔ケア用のウェットティッシュ**
災害時に歯磨き粉がなくなってしまう可能性があります。口腔ケア用のウェットティッシュは、災害時に歯磨き粉がなくなってしまう可能性があります。

QRコード

避難生活が招く「震災関連死リスク」を減らす「口腔ケア」とは？【歯科医が解説】

真島 裕代：演説社

健康 | ニュース3部編

2024.11.28 4:00



写真はイメージです Photo:PEXA

能登半島地震発生から11か月がたった。この間も、能登半島は水害に見舞われるなど自然の脅威にさらされ、多くの人々が不安な日々を過ごしている。災害によって家を失くした人々が身を寄せる避難所では、さまざまな物資が不足し、行動を制限された日々を送らなければならない。しかし、避難状況のなかでも「口腔（こうくう）内のケア」を怠ると、その後の生活に暗い影を落とすリスクがあるという。

（清談社 真島 裕代）

被災地での水不足が健康リスクを高める

避難生活が招く「震災関連死リスク」を減らす「口腔ケア」とは？【歯科医が解説】
ダイヤモンド・オンライン 2024.11.28 <https://diamond.jp/articles/-/353929>

被災地での水不足が健康リスクを高める

避難所での生活がフレイル（虚弱）を加速させる

被災時にも活躍するオーラルケア用品



医学界新聞

能登半島地震による被災者の口腔への影響と、地域で連携した「食べる」支援の継続

寄稿 中久木 康一、長谷 剛志

2025.04.08 医学界新聞・第3572号より



図1 災害時の口腔健康管理/口腔機能管理

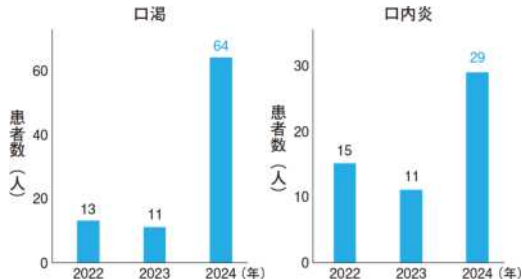


図2 能登半島地震後に増加した口腔の主訴
公立能登総合病院歯科口腔外科における1月1日～2月29日の2か月間の受診数。

【寄稿】能登半島地震による被災者の口腔への影響と、地域で連携した「食べる」支援の継続
2025.04.08 医学界新聞・第3572号, https://www.igaku-shoin.co.jp/paper/archive/y2025/3572_05



「災害時の口腔ケア」は、被災者の健康を守るために重要な役割を果たしています。被災地では、水不足や避難生活によるストレスが、口腔の健康に悪影響を及ぼす可能性があります。歯科医は、被災者の口腔ケアをサポートし、健康リスクを減らすために努力しています。



図1 歯科医療従事者における被災者への対応と活動

図2 災害時の口腔ケアの重要性



ライオン歯科材 Dent. File vol.57, 2025May, P9-10 歯科の新常識「災害時の歯科活動」
許可をいただき転載：日本災害時公衆衛生歯科研究会＞ポスター・パンフレット等
<https://isdphd.umin.jp/forcitizens.html>

歯科の新常識 vol.07

歯科の世界に起こる最新の常識。様々な状況から考える。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。

被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。被災地、避難所、災害時。



50代の女性を応援するフリーマガジン「めりいさん」 <https://merry.inc/>
 2025年6月10日号(歯と口の健康週間に関する特集)
 許可をいただき転載: 日本災害時公衆衛生歯科研究会>ポスター・パンフレット等
<https://jsdphd.umin.jp/forcitizens.html>



医歯薬出版, 2014年, 3960円

クインテッセンス出版, 2016年, 1980円

医歯薬出版, 2018年, 7200円

砂書房, 2011年, 3080円

一世出版, 2015年, 2200円

医歯薬出版, 2021年, 3850円

災害歯科保健 Disaster Oral Health [YouTube]

●災害歯科保健 Disaster Oral Health [YouTube]

※YouTubeにリンクが飛びます



- 災害歯科 個別複数アセスメント セルフワーク
- ・ 個別複数アセスメント アセスメント全体の概要
- ・ 個別複数アセスメント セルフワーク事前解説
- ・ 個別複数アセスメント 事例1+事例2の解説
- ・ 個別複数アセスメント 事例2+事例2の解説
- ・ 個別複数アセスメント 記載の注意事項



- 災害時の避難所における歯科保健医療個別アセスメント
- ・ Scene 1 高齢の女性
- ・ Scene 2 幼児がいる女性
- ・ Scene 3 歯が痛い男性
- ・ Scene 4 高齢の母とその娘
- ・ Scene 5 じっとしている男性
- ・ Scene 6 高齢者の介護者



- 活動記録紹介動画
- ・ 2016年 熊本地震
- ・ 2017年 九州北部豪雨



日本歯科衛生士会
協力

動画 5分
1カ月の活動の流れ

動画 10分
組織的間の役割分担や準備

日本災害時公衆衛生歯科研究会
<http://jsdphd.umin.jp/>



日本災害時公衆衛生歯科研究会
 Japanese Society for Disaster Public Health Dentistry (JSDPHD)

メーリングリスト
 各種書式・パンフレット
 研修媒体動画
 研修会資料・動画

ポスター・パンフレット	記録票・資料	研修教材	研修会記録	書籍・報告書	ML登録
-------------	--------	------	-------	--------	------



2015年6月15日発行
 一世出版
 A3判 2000円

- 目的
- 災害時に歯科口腔保健に必要な...
- 研修会動画・配布資料など
- 研修動画・活動動画・研修準備資料など
- アセスメント票・アクションカード・パンフ・ポスターなど

意義や目的として、下記などがあげられる。
 1) 災害時の歯科保健の標準化などの提案を出していくシナリオ
 2) 災害時の多職種連携での対応のあり方を探り体制を構築して
 3) 研修の題材やスタイルを作成し、それを試し完成させてい
 4) 必要あれば出張研修の依頼を受ける母体

日本災害時公衆衛生歯科研究会 ML登録係
jsdphd-admin@umin.net

